

# 乾隆帝の勅諭と 第2次澳門占領事件

The Imperial Edict of the Qianlong Emperor and  
the Second Occupation (British occupation) of Macao in 1808

村尾 進

MURAO Susumu

はじめに

① 広東体制・マカートニー使節団・乾隆帝の第2の勅諭

② 第2次澳門占領事件

おわりに

## 【論文要旨】

「広東体制」は、質とスケールを異にしながら重層する複数の機能を、その領域を使って同時に統制する、中国側から構成された機構である。1793年のマカートニー使節団に続く、イギリスによる1808年の第2次澳門占領事件（長崎におけるフェートン号事件をその一環としていた）は、中国沿海地方の天津・寧波・舟山と接続する澳門の占領を企て、さらに澳門と省城の間の境界を越えて、深く東アジア海域内に入り込み長崎に到ったという点において「広東体制」の領域の外部に逸脱し、同時に軍隊を率いた海軍少将ドルリーが澳門から省城広州に進出し総督との会見を要求したという点では「広東体制」の領域の内部を侵犯するものであった。この事件に際して両広総督呉熊光は、当初、乾隆帝の勅諭（マカートニー使節団が提出した呈稟中の6条にわたる要求に反駁したこの勅諭を継承し、これに準拠することが広東官僚に指示されていた）を参照することを怠り、イギリス兵による澳門砲台占領の長期化およびドルリーの黄埔・省城十三行への進入を許した上で罷免・問罪されたが、他方、省城においては乾隆帝の勅諭を踏まえた朝貢儀礼にもとづく謁見を設定し、対等の会見を求めるドルリーの省城入城を許さなかった。その後、第2次澳門占領事件と同様の性格を持つアマースト使節団を経て、「広東体制」を逸脱・侵犯する運動は、かたや1832年のロード・アマースト号（厦門・福州・寧波・上海・山東・朝鮮・琉球）、1835年のヒューロン号（福建・浙江・江蘇・山東）、1837年のモリソン号（日本の鹿児島・浦賀）、かたや1830年のペインズ事件（省城十三行における増築と女性の滞在）・1834年のネビア事件（貿易監督官ネビアによる省城十三行進入および対等のコミュニケーション・会見の要求）という互いに独立した2つのベクトルへと分岐し、やがて前者はアヘン戦争を経た南京条約による五港開港（これはやがて日本の開国にも連動していく）、後者は広州入城問題とアロー戦争を経た北京条約による外国公使の北京常駐へとそれぞれ逢着することになる。

【キーワード】 広東体制、マカートニー使節団、乾隆帝の勅諭、第2次澳門占領事件、フェートン号

## はじめに

軍艦フェートン号（HMS Phaeton）の澳門沖到着のちょうど一月後、1808（嘉慶13）年9月11日に海軍少将 W.O. ドルリー（William O'Brien Drury）が搭乗する旗艦ラッセル号（Russel）以下3隻のイギリス軍艦が澳門外洋の鷄頸洋面に到着・停泊し、21日にはイギリス兵が澳門に上陸、三巴寺と龍嵩廟および東望洋・西望洋の砲台を占領した。これに対し香山県知県彭昭麟が、イギリス兵に砲台駐留を許さないことをポルトガルの澳門政府に、また砲台から即時撤退して軍艦に戻るようイギリスの大班（イギリス東インド会社管貨人委員会主席）J.W. ロバーツ（John William Roberts）とドルリーに命令を下し、両広総督呉熊光はイギリス商船の貿易を停止した。他方、ドルリーはイギリス人に対する澳門居留権の許可を取り次ぐ上奏を要求するために、長崎から帰還したフェートン号に乗船して虎門から黄埔に侵入、さらに省城十三行に赴いて呉熊光に面会を要求した。呉熊光はこれを拒否し、買弁（外国商人の管理責任を負った保商が雇用する日常品の買付け担当役）による食糧供給を断絶、水師を省河一帯に集中した。他方、ドルリーの方はイギリスの商人および商船に48時間以内に広州を離れることを指示し、両者は一触即発の状況となった。その後、広東当局の圧力とイギリス商人の反対に押されて、ドルリーは黄埔から軍艦を撤退、それを受けてイギリス船の貿易が再開され、12月20日にはイギリス兵も澳門から撤退し、28日には澳門沖を離れて帰帆した。これが第2次澳門占領事件と呼ばれる出来事のあらましである。

本論文は、ナポレオン戦争およびイギリスの対中国貿易（ナポレオン戦争に際してイギリス陣営にあったポルトガル人の居留地澳門をフランスから守ることを理由に、澳門を占領して自らの通商拠点とすることがイギリス側の意図であった）、また長崎におけるフェートン号事件との関わり（フェートン号については「おわりに」で略述する）<sup>(1)</sup>という文脈で言及されることが多いこの事件について、事件の直接の舞台となった広東体制の領域とこの事件に先立つマカートニー使節団に対する乾隆帝の勅諭に即しつつ、その経緯と意義を述べることを目的とする。乾隆帝の第2の勅諭が広東体制の核心を明晰に表現したものであること、またこの勅諭を継承・遵守していくことが以後の広東督撫に命じられたことの二つを念頭において、この事件の経緯（澳門に上陸したイギリス兵が砲台を占拠し、またドルリーの省城十三行侵入を引き起こしたとはいえ、結果的にさしたる損害もなく事件を終息させ、再開した貿易によって速やかに関税収入を確保した呉熊光がなぜこのように嚴重に糾察・処分される必要があったのか）と意義（アヘン戦争／南京条約とアロー戦争／北京条約にそれぞれ分岐・帰結することとなる、広東体制領域外への逸脱と領域内侵犯という2つのベクトルを兼ね備えた最初の事件）が理解できるのである。

## ①……………広東体制・マカートニー使節団・乾隆帝の第2の勅諭

### I-1. 広東体制

乾隆24（1759）年から南京条約が締結される道光22（1842）年までの間、省城広州（以下、主と

して「省城」と表記する)と澳門を2つの焦点とし、さらに黃埔と虎門を加えた4つのエリアは、それぞれのエリアとそれらを隔てる空間を巧妙に組み合わせることで、複数の機能を重層的かつ同時に統制していた(以後、本論部分では華曆を主とし、括弧内に西曆を併記する)。

### ①省城と澳門

宣教師と外国商人が澳門に排除されていることで、漢人読書人たちは省城内外における布教および外国人との雑居を、また省城に駐在する広東官僚たちは外国人との直接の交渉を避けることができた。他方、漢人読書人たちの意向に沿って、宣教師と外国商人を澳門に排除した満人の天子は、その見返りとして、省城内に残された唯一の対外関係、シャムの朝貢によって、天子の徳の「光被」と「中外一統」の実現を漢人読書人たちに認めさせ、少数者による多数者の支配という自らの統治を正当化することができた。

### ②澳門・虎門・黃埔・省城

広域の領域を貿易の場として活用し(貿易シーズン以外も外国商人は澳門に常駐していた)、貿易対象国と貿易船数・貿易量に制限をかけないことで利益を効率的に最大化できたことは、外国商人、関税収入を必要とした清朝政府、また貿易活動から直接・間接的に利益を得ていた公行商人をはじめとする地域住民の三者にとって、共通の大きな利益となっていた。しかし、省城から澳門に近づくほどに管理がルースになっていくこの広域の領域は同時に、キリスト教許容・諸民族雑居の澳門、珠江デルタ地帯に網の目のように走るクリークなど、中国側が管理しきれない部分を多く内包していた。

### ③省城と澳門を隔てる空間

江戸幕府・清朝両政権による外国船一港集中、およびその後の両体制における来航外国船数の甚だしい懸隔(1800年前後の時期、長崎に来航するオランダ船が年間数隻あるかないかであったのに対し、広東体制下ではヨーロッパ各国の東インド会社船、アメリカ船、パルシー・アルメニア・イスラム各商人を含むインドからの地方貿易船など、年間150隻前後の外国船が来航していた)の結果、この空間はキリスト教許容・諸民族雑居の東南アジア世界(その最前線が澳門)と、宣教師排除・外国商人管理に暗黙の了解を有する近世東アジア世界(その最前線が省城広州)を隔てる境界として顕在化<sup>(2)</sup>した。4つのエリアとそれらを隔てる空間が作る領域は、禁教・外国人の居留制限という近世東アジアの特性を保証する義務を負うことで、東アジアにおける外国船貿易の利益を独占するという見返りを得ることができたのである。

本論文でいう「広東体制」とは、「広東貿易体制」と言い換えられるような、たんなる外国貿易に関わるしくみのことではなく、長崎の管理体制を参照し、それを広州のラインまで延伸しながら、他方でその本質を領域性に置き、質とスケールを異にしながら重層する3つの機能を、その領域を使って同時に統制する機構のことである。省城に駐在する広東官僚たちはこの3つの機能を同時に満たすことを、北京中央そして省城官民から期待されていた。他方、広東体制に対する挑戦に理念

的な強硬策を主張しがちな北京中央とは異なり、イギリスの軍事力とそれが発動された際の地方社会の混乱に対する押さえがたい恐怖心を広東官僚と省城官民は一貫して共有していた<sup>(4)</sup>。

## I-2. マカートニー使節団

乾隆58年7月4日(1793.08.10)に天津から上陸し、いったん北京を経由したマカートニー使節団は、8月4日(09.08)に熱河に到着してから、まず表文(イギリス国王の親書)の写しを中国側に提出し、次いで8月10日の瞻謁の際に正式の表文を乾隆帝に手渡した<sup>(5)</sup>。その後、北京に戻った使節団に対して、表文中のイギリス使節北京常駐の要求に論駁する第1の勅諭が8月29日(10.03)に渡され、ついで同日G.マカートニー(George Macartney)が提出した広東体制の改変を要求する6条にわたる文書(呈稟)に対して、翌8月30日ただちに第2の勅諭が下された。

9月3日(10.07)に軍機処行走松筠(松筠は出発の直前に、新任の両広総督長麟に伝えるべき面諭を乾隆帝から託された)の嚮導のもと北京を出立した使節団は、浙江省嘉興で嚮導官を新両広総督長麟に替えて、船団とは別に陸路で広州に向かい(途中、広東体制に対する11箇条の要望書が長麟に提出された)、11月16日(12.18)に省城広州に到着した。到着の翌日、通常、省城内の総督衙門で行われる筵宴の儀式的の代わりに、珠江を隔てた省城の対岸河南の海幢寺で、天子に対する謝恩の儀式と簡単な宴会が催された。続いて11月30日(1794.01.01)には、省城外すぐに位置する十三行ではなく、やはり珠江を隔てた河南海幢寺に隣接する公行商人陳鈞華の庭園において、両広総督長麟からあらためて2通の勅諭が、宣読の上、マカートニーに手渡されたのである(このとき広東体制に対する16箇条の要望書があらためて長麟に提出された)。その後、12月7日(01.08)に広州を出発した使節団は、澳門に一時滞在した後、広東貿易に従事していた商船とともに帰途に着いた。

## I-3. 乾隆帝の第2の勅諭

中国側は、マカートニーが提出した2通の文書の内、使節の北京常駐を要求する表文を、京師(北京)における朝貢使節のあり方をめぐる根源的な要求として、他方、呈稟の方は広東体制における互市のあり方をめぐる深刻な要求として分けて理解していた。マカートニー使節団来華時の呈稟に対するこの第2の勅諭は、その後繰り返される広東体制からの逸脱と侵犯に対する対応方針として、清朝の政策決定過程の中で常に言及・参照されることとなる。

呈稟の6条にわたる要求を、イギリス国王にあてた第2の勅諭は次のようにまとめている<sup>(6)</sup>。

### 【マカートニーの要求】

- (1) イギリス商船が舟山・天津・広東で交易できるようにすること(「爾國貨船將來或到浙江寧波珠山及天津・廣東地方收泊交易」)
- (2) ロシアの例にならって、イギリスも北京に商行を設立し、商品の保管・発売をできるようにすること(「爾國買賣人要在天朝京城另立一行,收貯貨物發賣,倣照俄羅斯之例」)
- (3) 舟山地方に近い小島を提供し、商人が停泊して商品を保管できるようにすること(「欲求相近珠山地方小海島一處,商人到彼,即在該處停歇,以便收存貨物」)
- (4) 広州省城に近接した一区画を分与して、イギリス商人を住ませるか、あるいは澳門に居

住している者が自由に出入りできるようにすること（「撥給附近廣東省城小地方一處，居住爾國夷商，或准令澳門居住之人出入自便」）

(5) イギリス商人が内河を使って省城十三行から澳門に移動する際、商品に課税しないか、あるいは課税額を減らすこと（「英吉利國夷商，自廣東下澳門，由内河行走，貨物或不上稅，或少上稅」）

(6) イギリス船の船鈔（船舶の大小を基準とした関税）は規則通りに徴税すること（「爾國船隻，請照例上稅」）

6条の要求の中で、あらたに舟山・天津の開港を要求する(1)と居留地としての舟山の小島の提供を要求する(3)は、ともに「I-1. 広東体制」で述べた広東体制の機能③から逸脱しようとしているという点でペアを作っている。これらの要求を受けて、乾隆帝は舟山・天津には洋行も通事もないから交易を行うことができないなどと勅諭内で反駁すると同時に、使節団が北京を出立する2日前、9月1日(10.05)付の東南沿海諸省督撫あての上諭において、舟山島嶼の防備、天津・寧波における来航英国船の駆逐、山東廟島および福建台湾の海防の強化、舟山における内地漢奸の取り締まりなど、中国東南沿海地方全域における一連の警戒の一環として、澳門に近接する島嶼をイギリス人が秘かに占拠することがないように、地形をよく勘案してあらかじめ備えをしておくことを、広東省の督撫および粵海関監督にわざわざ指示したのである。<sup>(7)</sup>

同様に呈稟中の北京に商行を設立することを求める(2)と広州省城に近接した一区画の分与を要求する(4)も、「I-1. 広東体制」で述べた広東体制の機能①を侵犯しようとする点でペアを成している。(2)の要求に対して、ロシアは現在、国境のキャフタで貿易しており、数十年来、北京に居住することは禁止されているなど、具体的な拒絶の理由を列举するなかで、勅諭は次のように述べる。

#### 【第2の勅諭(2)】

京師は万国が帰附する世界の中心であり、体制は森嚴、法令は整肅、外藩の者が商行を開設したためしはない。…(中略)…汝の国はすでに澳門の洋行で交易を行っているのに、どうしてさらに京師に商行を設ける必要があるのか。天朝の境界は嚴格で、外藩の者がそれを越えて雜入することは絶対に許されないのである。

京城為萬方拱極之區，體制森嚴，法令整肅，從無外藩人等在京城開設貨行之事，…(中略)…爾國既有澳門洋行發賣貨物，何必又欲在京城另立一行，天朝疆界嚴明，從不許外藩人等稍有越境<sup>(8)</sup>攙雜

論語「為政」の「子曰、為政以德、譬如北辰居其所、而眾星共(拱)之」に出典を持つ「拱極(=拱辰)」の一語、そして「外藩人」という言い回しは、ともに朝貢を念頭に置いたものである。ここでいいたいのは、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての京師に混入することはあり得ないということである。

他方、(4) 広州省城に近接する一区画の分与の要求に対しては、勅諭は次のように述べる。



【第2の勅諭（4）】

これまで西洋各国の商人たちが澳門に居住して行かう交易については、境界が画定され、尺寸もそれを越えることは許されなかった。洋行に赴いて商品を荷下ろしする外国商人たちも、ほしのままに省城に入ることが許されなかったのは、もとより中国人・外国人間の紛争を防ぎ、中国・外国間の根源的な区別（「中外之大防」）を立てるためである。省城に近接する一区画を分与して汝の国の商人を居住させてほしいという今回の申し出は、西洋の商人は代々澳門に居住してきたという定例にはなはだ背くものである。

向來西洋各國夷商，居住澳門貿易，劃定住址地界，不得逾越尺寸，其赴洋行發貨夷商，亦不得擅入省城，原以杜民夷之爭論，立中外之大防，今欲於附近省城地方，另撥一處，給爾國夷商居住，已非西洋夷商歷來在澳門定例<sup>(9)</sup>

澳門の外国商人が越境して省城に混入することを拒絶するこの一文中の「中外之大防」の一句は、省城広州における験貢と筵宴という2つの朝貢儀礼を念頭に置いている<sup>(10)</sup>。第2の勅諭（4）は、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての省城に混入することは許されないということを主張しており、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての京師に混入することはあり得ないと述べる第2の勅諭（2）と、全く同じ構造を持っている。乾隆帝にとって、省城広州と京師北京は二重写しになっているのである。省城への接近と入城に言及した第2の勅諭（4）が持つ決定的な重要性は、それが第2の勅諭（2）とペアになっていることに気が付いてはじめて理解できるのである。

第2の勅諭（4）の「洋行に赴いて商品を荷下ろしする外国商人たち（其赴洋行發貨夷商）」の「洋行」とは、イギリス側が要求した「広州省城に近接した一区画」の省城十三行のことである（長麟に提出した2度の要望書の中で、マカートニーはたしかにファクトリーの常駐・購入と省城入城に言及していた<sup>(11)</sup>）。乾隆帝は、シャムの朝貢使節が「省城に近接した一区画」、すなわち城廂西関に位置する懷遠駅に宿泊するのを慣例としていたのとは異なり、帰途のマカートニー使節団を省城十三行から引き離すことを面諭で指示し、その結果、珠江を隔てた十三行の対岸、城外河南の陳氏庭園に使節団は宿泊し、そこで省城に入ることを厳禁する旨の勅諭を宣読、手渡されることとなったのである。陳氏庭園の宿泊は、珠江を隔てることによって、省城が本来、「互市」の商人が入城すべきではない朝貢の空間であることを使節団に再確認させるのを目的としていたということになる。天子としての自らのアイデンティティを傷つけられることを、乾隆帝は危惧していたのである。

マカートニー使節団が広州を出発してからほぼ1年後の乾隆59年12月24日（1795.01.14）、両広総督長麟・広東巡撫朱桂楨あてに、「同省（広東省）に拠るべき檔案がないと、将来同国（イギリス）がふたたび同様の請願をしてきた時に、督撫たちはただちに確信をもって対応することが難しい。昨年イギリスに下賜した勅諭2通を抄録して長麟等に送り、密かに保存せしめよ。また交代冊に入れて、以後、後任の官員がしかるべく遵守・執行するに便ならしめよ（「著將上年頒給英吉利勅諭二道抄録，發交長麟等，密為存記，並令入于交代，以便日後接任之員遵照妥辦」）」との上諭が下された<sup>(12)</sup>。イギリス国王あての2通の勅諭が、常に参照また継承すべき最重要文書として、以後、歴代の両広総督・広東巡撫などに申し送りされ、基本方針とすることが決定づけられたのである。

## ②……………第2次澳門占領事件

### II-1. 第1次澳門占領事件

嘉慶7年2月15日(1802.03.18)、イギリスの軍艦6隻が伶仃洋に到着、上陸の準備を始めた。ポルトガルの澳門政府はイギリス軍による澳門占領を恐れて香山県知県許乃來に通報し、両広総督吉慶の保護を求めた(吉慶はこれを受けて上奏を行った)。澳門政府は同時に北京欽天監のポルトガル人宣教師J.B.アルメイダ(J.B.d'Almeida 索徳超)に書簡を送り、アルメイダは8月1日、内務府大臣蘇楞額(マカートニー使節団來華時の粵海関監督)を通じて北京中央の保護を求めた。これを受けて蘇楞額の奏摺に添付されたアルメイダの呈文の写しを広州に送り、密査・覆奏を命じた嘉慶帝に対して、両広総督吉慶はイギリスの軍艦6隻は貨物を保護するためのもので、上陸することなく無事澳門沖から離れたと報告し、嘉慶帝は蘇楞額を通じて、書簡は流言にもとづくものであることをアルメイダに伝えさせた。<sup>(13)</sup>

第2次澳門占領事件に先立つ嘉慶7年のこの事件において、イギリス軍艦の動向がマカートニー使節団の延長線上にあることを明確に認識し、乾隆帝の勅諭を参照するよう注意を喚起していたのは、乾隆58年のマカートニー使節団來華時に勅諭のラテン語訳校閲の任を務めたアルメイダ<sup>(14)</sup>の呈文である。

[イギリスは]乾隆58年に大船を派遣して朝貢し、多くの要求を行いました。それは通商の便を図るにとどまらず、海島一所を要求して長期の居留を企図したのであります。幸いにも高宗乾隆皇帝がその底意を見抜かれ、〔彼らは〕企みを果たすことができず、失意のままに去ったのです。彼らは要求を果たすことができなかつたために、あきらめることなく、ずっと隙を伺っていました。…(中略)…このたび占領しているインド(「小西洋」)からわざわざ6隻の大軍艦と数千の強兵を派遣し、さらに武器を満載して、フランスの澳門攻撃にあらかじめ備えることを口実としているのは、その実、澳門を狙って、高宗乾隆皇帝がお許しにならなかつたものを獲得しようとしているのです。

前於乾隆五十八年曾遣巨舶進貢，多所求假，不惟便其通商，且求海嶼一所，作久留計，幸蒙高宗純皇帝洞其隱曲，未遂其私，悵悵而去，渠因未得所求之故，終不撒手，每有窺伺之意，…(中略)…，今英吉利於其所佔小西洋地方，特發六大戰船，勁兵數千，滿載兵械砲具，藉辭稱預防佛郎西來搶澳門，其實乃竊窺澳門，慾得高宗純皇帝所不允之事【匯編<sup>(15)</sup>626】

長期居留地としての舟山の小島の提供を要求したマカートニーの要求(3)を受けて、乾隆帝が乾隆58年9月1日付の上諭において、舟山のみならず、呈稟内では言及されていなかった澳門についても、近接する島嶼をイギリス人が秘かに占拠することがないように、あらかじめ備えをしておく旨を広東の督撫に指示していたことをアルメイダは知っていたか、あるいはそうではなくともア

ルメイダが乾隆帝の意をよく体していたことがここからわかる。イギリスによる澳門占領は、舟山島嶼における居留地獲得および天津・寧波の開港（マカートニーの要求（1））、延いては山東廟島および福建台湾の海防の強化という、中国東南沿海地方全域にわたる問題に接続しているのである。

清朝の地方官僚と北京中央（天子と軍機処）は、事柄に対処する際、ともにまず共有する過去の檔案の履歴を参照し、その後にはじめて眼前の現実に対応する。軍機処と両広総督衙門には、引き継ぎと遵守を指示された2通の勅諭を中核に、マカートニー使節団をめぐって広東督撫に下された上諭と両広総督が作成した奏摺（両広総督衙門においては奏摺稿）および第1次澳門占領事件をめぐる上諭と奏摺（両広総督衙門においては奏摺稿）、さらにはアルメイダの呈文（両広総督衙門においては呈文の写し）が共有され、両者はこれらの履歴をともに参照しながら第2次澳門占領事件に対する対応を議論していくことになる。

## II-2. 吳熊光の報告と嘉慶帝の不信

（\*別表として『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』（一）所収の關係史料一覧を最後に添付した。）

第2次澳門占領事件の北京中央に対する最初の報告となる、嘉慶13年9月4日（1808.10.23）付の両広総督吳熊光・広東巡撫孫玉庭・粵海關監督常顯3名の連名・連銜の奏摺【匯編667-672】は、ドルリーの稟文1通を添付し、さらに奏片2通を併せ備えていた。奏摺本体および第1の奏片は以下のような内容を持つものであった（ナポレオン戦争の情報を紹介した第2の奏片については、本論文の論旨に影響がないので、ここでは省略する）。

### 【奏摺本体】

〈1〉「夷目」ドルリーから、弱体化した澳門のポルトガル人の貿易をフランスから保護するために軍艦を率いて澳門に到来したこと、また両広総督衙門に赴き英語の稟文と漢字の副稟それぞれ1通ずつを上呈した旨の報告を受けた、と公行商人盧觀恒が上申ししてきた。漢文に翻訳された稟文の内容もこれに一致する。

〈2〉香山県からの稟文にも、大砲・火薬などを備えたイギリス軍艦9隻が鷄頸洋面に停泊し、300名の兵隊が澳門に上陸、三巴寺・龍嵩廟を兵舎とし東西砲台を占拠した、とある。

〈3〉前例によれば外国人は省城に入ること許されていないので、ただちに公行商人を澳門に派遣して、ポルトガル澳門政府の理事官からの聞き取りを行い、またドルリーに直ちに兵を帯同して帰帆・帰国するよう、イギリスの大班を通じて命令した。さらに広東在任が長く外国事情に詳しい候補知府陳鎮と撫標遊撃の祁世和を派遣して懸命に訓諭したが、ドルリーはポルトガルを保護するために来たと繰り返すばかりで去ろうとはしない。

〈4〉檔案を調べたところ、乾隆58（1793）年にイギリスの使臣が軍機大臣に呈稟を上呈し、天津・寧波における貿易、舟山に近接する海島の讓渡、広州省城に近接する場所における居住を要求したが、高宗乾隆帝が勅諭を発して逐条論駁し、さらに沿海各省一体となった防衛を指示されたお蔭で奸謀を閉ざすことができた。勅諭の事理に即し明快かつ詳細なるを拝読し、事を未然に防ぐ手立ての深遠なるを思い知ったのである。

〈5〉嘉慶7年の事件に際しては、総督吉慶と巡撫瑚圖禮らが追い立て、かつ引水（水先案内人）



に食料供給の手配を禁じてようやく退去した。占領して利を貪ろうという心根が今日昨日のことではないということがわかる。先には鷄頸洋面に停泊するのみであったが、このたびはついに兵を率いて上陸した。現在、澳門に居住し、揉め事を起すこともなく、また久しく徳化に浴しているゆえ、敢えて争端を開くとも思えない。また今回の件は必ずしもイギリス国王の意に出ずるのではなく、ドルリーが貿易の独占を図り、澳門の理事官がやむを得ずこれにしたがったということかもしれない。

〈6〉澳門は米を産出せず、供給はすべて内地からの搬入に頼っている。前例にしたがい、現在イギリスのみを貿易停止としているが、それでも従わなければ、買弁を撤収させ、彼らが兵を帯同して帰帆してから貿易を許可するというにすれば、関税にも差し障りが生じない。ひたすら落ち着いて状況を観察し、適切な処置を行い、断じて長期の居留を許さず、また同時にイギリスが慌てて騒ぎを起すことがないようにする。

〈7〉また、省城内外は落ち着き、民心は安定していることを併せて報告する。

〈8〉ドルリーが呈稟の中で述べている海盜討伐への協力については、これを斥けて許可していない。

#### 【第1の奏片】

〈9〉イギリスは以前から澳門のポルトガル人が商品税を納めることなく貿易の利益を独占していることを羨やみ、ポルトガルの弱体化につけ込んで、保護に名を借りて占拠を行い、やがて必ずやポルトガル人を駆逐して澳門を独占するつもりである。その貪詐の情が明らかである以上、たとえイギリスが強暴で御しがたいとしても、断じて内地に留めておくことはできない。関税についていえば、澳門を占拠すれば、イギリス商人は必ずや澳門に赴いて交易を行い、ポルトガルの例にならって商品税を納めないであろう。これは国家の税収入に大きな損失をもたらすことになる。

〈10〉イギリスの澳門占拠が貿易の利益のためであるからには、貿易を停止された現在、彼らは恐れおののいているはずである。それでもなおぐずぐずとして撤退しないのは、ポルトガルと同じ朝貢国であるからには、ともに澳門を租借してよいのではないかと<sup>わたし</sup>と臣どもが上奏して皇上の恩恵を願うのを待っているのである。皇上陛下におかれては、上諭を發して定例に従うべき旨を明白に宣言していただきたい。

〈11〉兵士が澳門から退出した後にはじめて貿易の再開を許可する所存である。上諭が届くまでに、なお理由をつけてぐずぐずとしているようであれば、これ以上の長期の居留ができないよう、澳門に通じる水路を遮断し、食料の供給をストップする。

この奏摺と奏片を作成するにあたって、呉熊光らは総督衙門に保存された以下の檔案を参照している（奏摺内の根拠となる箇所を併記する）。

A：マカートニー使節団来華時の乾隆帝の第2の勅諭

「乾隆58年にイギリスの使臣が軍機大臣に呈稟を上呈し、天津・寧波における貿易、舟山に近接す

---

る海島の譲渡、広州省城に近接する場所の居住を要求したが、高宗乾隆皇帝が勅諭を発して逐条論駁し（乾隆五十八年、因英吉利使臣向軍機大臣呈稟、欲於直隸天津・浙江寧波等處海口貿易、並懇賞給附近珠山海島一處、及附近廣東省城地方一處居住、奉高宗純皇帝發給敕諭、逐條指駁）

B：マカートニーの要求（1）（3）を受けた、乾隆58年9月1日付の東南沿海諸省督撫あて上諭「さらに沿海各省一体となった防衛を指示されたお蔭で奸謀を閉ざすことができた。」（並飭沿海各省一體防範、用杜狡謀）

C：第1次澳門占領事件関係檔案

「嘉慶7年の事件に際しては、総督吉慶と巡撫瑚圖札らが追い立て、かつ引水に食料供給の手配を禁じてようやく退去した。」（嘉慶七年、英吉利有兵船數隻停泊雞頸洋面、欲在萬山居住、經前督臣吉慶與前撫臣瑚圖禮等驅逐、並飭引水等毋許代為買辦食物、始行退去）

とりわけ呉熊光がこの奏摺の上記〈6〉で使用する「ひたすら落ちて着いて状況を観察し適切な処置を行い（惟有不動聲色、相機妥辦）」の「不動聲色」の一句、および続く9月20日付の奏摺（事件の第2報）で使用する「ひたすら冷静な態度を持して（惟有持以鎮靜）」【匯編 675】の「鎮靜」の一句は、第1次占領事件に際しての総督吉慶らの基本方針（「并飭海口砲臺、鎮靜彈壓、不動聲色、嚴密防範」【匯編 623】）を踏襲する重要なキーワードである。<sup>(16)</sup>

D：アルメイダの呈文

第1次占領事件に際して、嘉慶帝の上諭により発下され、両広総督衙門に保存されていたアルメイダの呈文の写しを呉熊光が見ていたことは、呉熊光の奏摺の〈6〉「断じて長期の居留を許さず（斷不敢任其久留）」および第1の奏片の〈11〉「これ以上の長期の居留ができないよう（勢不能作久留計）」の「久留」が、先に掲げたアルメイダの呈文中の「それは通商の便を図るにとどまらず、海島一所を要求して長期の居留を企図したのであります。（不惟使其通商、且求海嶼一所、作久留計）」に由来していることからわかる。呉熊光はアルメイダの呈文を読んではじめて、舟山に対するマカートニー使節団の要求が長期居留を目的としたものであり、それを察していた乾隆帝が乾隆58年9月1日付の東南沿海諸省督撫あて上諭の中で、呈稟内には言及されていなかった澳門の警戒も指示していたこと、使節団の要求、第1次占領事件、そして眼前の第2次占領事件が、ともに「窺伺／覬覦」から「估據」を経て「久留」<sup>(17)</sup>に至る一貫したプロセスを目的としたものであることを理解したものである。

9月4日付の呉熊光の奏摺には、これを読む者がただちに気が付く不審な点が種々ある。

[1] 天子に奉る奏摺のルールに反して、月日などの具体的なデータを一切欠いているのはなぜか（軍艦は何月何日に雞頸洋面に現れ、イギリス兵は何月何日に澳門に上陸したのか。公行商人を澳門に派遣したのは何月何日で、派遣されたのは誰か。候補知府陳鎮と撫標遊撃の祁世和を派遣し、またイギリスの貿易を停止したのはそれぞれ何月何日か）。そもそも添付されたドルリーの稟文の日付が、上奏の1月

以上も前の7月29日であるのはなぜか(なぜ稟文を受け取ってすぐに上奏しなかったのか。この一月間、何をしていたのか)。

[2] 乾隆帝の第2の勅諭、澳門に近接する島嶼をイギリス人に占拠させないことを命じた9月1日付の上諭、そしてアルメイダの呈文を読み、マカートニー使節団と2度にわたる占拠事件がイギリスの長期にわたる一連の動きである(是其圖佔牟利之心、已非一日【匯編 668】)ことを呉熊光は十分理解しながら、なぜ最後は「ひたすら落ち着いて状況を観察して、適切な処置を行」う(惟有不動聲色、相機妥辦)という悠長な対応に収斂してしまうのか。

[3] 澳門が占領され、理事官に対する聞き取りを行うために公行商人を澳門に派遣することを述べる際に、なぜ「前例によれば外国人は省城に入ることを許されていないので(査向例、夷人不准進入省城)【匯編 668】」という、いわずもがなの一節をわざわざ、またとってつけたように挟み込む必要があったのか。同様に、省城と澳門の間の距離を考えれば、澳門の2、3の砲台の占拠がただちに省城に影響を与えるとは考えにくいのに、なぜ奏摺の末尾に唐突に「また、省城内外は落ち着き、民心は安定していることを併せて報告する(再、省城内外、地方寧謐、民情安堵、合併陳明【匯編 669】)」という一文を、これもまたとってつけたように加える必要があったのか。

[4] 以上を要するに、天子に上呈する奏摺にあるまじきこの粗雑さは、そもそも何に由来するのか。その原因が草卒の間にこの奏摺を呉熊光が認めなくてはならなかった差し迫った状況にあるとすれば、その状況とは一体何だったのか。

呉熊光の9月4日付の奏摺と第2の奏片に対して、嘉慶帝は9月26日(11.14)に「別に諭旨あり(另有旨)」と硃批を末尾に書き込み【匯編 669・672】、第1の奏片に対してはやはり末尾に「甚だよいやり方である(所辦甚是)」と書き込んだうえで【匯編 671】、同日、両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭あての最初の上諭(上記「別に諭旨あり」の諭旨)を發した【匯編 676-677】。上諭ではまず事件を伝える呉熊光の報告を引用した後に「〔おまえのいうとおり〕その粗暴憎むべしである」と続け、さらに現在停止中の貿易はイギリス兵が退出した後に始めて再開を許すことを訓諭し、それでもまだ逡巡するようであれば、次いで澳門への水路を遮断して食糧供給を断絶する、という呉熊光らのやり方自体はよいが(所辦尚是)<sup>(18)</sup>、どのように厳しく訓諭したのか、現在どのような準備をしているのかを奏摺の中で全く述べていないというやり方は甚だ生ぬるいと叱りつけた。「落ち着いて状況を観察して、適切な処置を行」うという弱腰の態度と、月日をはじめとする具体的なデータを全く欠如し曖昧模糊とした呉熊光の奏摺の不備が批判されているのである。その上で上諭は、辺境の重要地を外国が狙っているときに、こちらの弱腰を示すようなことは絶対にあってはならないとして、もしまだ退去していなければ、事情に明るい文武の大官を澳門に派遣して、直ちに撤兵・帰帆しなければ、貿易停止のみならず、澳門に通じる水路を遮断して食料供給を断ち、大軍を派遣して包囲・捕捉するとドルリーに厳しく伝えさせること、また同時に内密かつ速やかに水陸の官兵を澳門に派遣して、もしイギリス側がややも従わないようなことがあれば、迷うことなく武力を以て弾圧することを、呉熊光と孫玉庭に厳しく命令した。呉熊光と孫玉庭は、今回の事件が辺境における対外政策の大事であることに思い至らず、数十万の関税をあれこれ心配するばかりで、防衛の手立てを全く講じていない、要するに懦弱で大原則(「大體」)を理解していないというのである。

---

さらに今回の奏摺が馬遞（公文書通送システム）の通常便で送られてきたのは緩慢に過ぎるとして、この勅諭をよりスピードの速い「五百里」で広東に送ること、呉熊光等は上諭の指示にしたがって処理を行い、軍艦が退去したかどうか、現在の状況がどのようなものであるか、どのように官兵を派遣して秘かに防備を整えたかをやはり「五百里」で覆奏することが指示された。

さらに5日後の10月1日（11.18）付の呉熊光・孫玉庭あての第2の上諭【匯編 678-679】においても、9月4日付の奏摺に添付されたドルリーの稟文中の表現の不遜さを指摘した後に、呉熊光と孫玉庭はこの稟文に接すると同時に、ただちにドルリーたちを難詰・駆逐すべきところを、貿易停止・食糧供給断絶という虚言を通常便で上奏するのみで、その後、軍艦が退去したかどうかの続報もない、呉熊光がかくもほんくらの役立たず（糊塗懈怠）とは思ってもみなかった、辺境の重要地において、外国人が軍隊を率いて闖入し砲台を占拠する以上の緊急事が他にあるというのか、という厳しい叱責が重ねてなされた。

この間、呉熊光らは9月20日（11.08）付の奏摺で事件の続報を上奏していた【匯編 673-675】。

《1》香山県からの稟文によると、軍艦4隻がさらに到着し、兵士が続々と上陸した。先着したものと併せて軍艦は13隻、兵士は760名となった。

《2》貿易停止に慌てたイギリス商人たちが総督衙門・粵海関監督衙門にやってきて、貿易再開を請願する稟文を上呈してきたが、兵士の上陸の件については、澳門のポルトガル人の保護を理由に撤回しようとしな<sup>い</sup>。呉熊光は前例に従い、貿易再開の請願を拒絶した。

《3》海辺で捕獲し省城に送られてきたアメリカ人2名を呉熊光らが自ら訊問し、イギリス・フランス・ポルトガルの相互関係についての口述を得たが、真偽のほどはわからない。また、ポルトガル澳門政府衙門の差役の話によれば、フランスが機先を制して澳門を占領し、イギリスの貿易を遮断するのを防ぐために、ドルリーは軍隊を率いて澳門にやって来たとのこと。そうであれば保護を名目に占拠・強奪を図っていることは、火を見るより明らかである。

《4》海外諸国が互いに争うのは、もとより内地とは関わりのないことであるが、澳門についていえば、これは天朝の辺疆領土であり、国家のあり方の根本に関わる問題である。断じて長期の居留を許すことはできない。

《5》嘉慶7年の際は、イギリス軍艦は雞頸洋面に停泊し、もとより十分な食料を持ってきていなかったために、買弁を引き上げると聞いてすぐに退去したが、今回は澳門を占拠すると腹を決めているので、すぐに退去することはない。イギリス軍に対する防御のために、海盜討伐を目的として派遣されていた香山・虎門所属の水師の兵丁を本来の所属に戻すことにする。

《6》貿易停止と同時に買弁を引き上げることも考慮したが、今回のイギリスはフランスによって貿易を断絶されることを焦慮し、覚悟を決めて澳門に来ているので、食料を断って困窮させすぎると、破れかぶれの行動に走る可能性がある。あれこれ斟酌した結果、ひたすら冷静な態度を持して（惟有持以鎮靜）、帰帆すれば通常通り貿易を許すが、一人でも兵士を澳門に残すようであれば貿易は許可しないこと、ぐずぐずして風を逃すと、帰国できないのみならず来年の貿易もふいにすることになる旨を、これまでと同様、ドルリーに厳しく伝えることにする。



続報を伝える9月20日付のこの奏摺に対して、「澳門についていえば、これは天朝の辺疆領土であり、国家のあり方の根本に関わる問題であります。断じて長期居留を許すことはできません」という一文に、「わかっているのなら、どうしてとっとと駆逐しない！（汝等既知，〔因〕何不速加驅逐）」【匯編 674-675】という硃批がまず書き込まれ、ついで10月12日（11.29）付の上諭【匯編 680-681】においては、この硃批を敷衍した「吳熊光が徹底的に駆逐しないのは軟弱の極みで、理解に苦しむ。試みに聞くが、乾隆年間に同様のことがあったとしたら、お前は今回のように処理するというのか。門を開けて盜賊を招き入れたのみならず、弱腰を曝して、天朝の国家としての根本をはなはだ傷つけた（吳熊光等並未嚴行驅逐，實屬軟弱，殊不可解，試問乾隆年間若有此等事，汝敢如此辦理乎，不但開門揖盜，而且示之以弱，大損天朝體制矣）」という厳しい叱責が加えられた。

国家のあり方の根本を意味する「體制」の一語は、天子に対する跪拝を拒否し、使節の北京常駐（表文）と広東体制の枠組を破壊する6条の要求（呈稟）を提出したマカートニー使節団に対する乾隆帝の第1・第2の勅諭において、またそれを受けた中央および地方の官僚たちの奏摺中において、連鎖しつつ頻出するキーワードとなっている。吳熊光の「澳門についていえば、これは天朝の辺疆領土であり、国家のあり方の根本に関わる問題であります。断じて長期居留を許すことはできません（至澳門為天朝地界，體制攸關，斷不便容留久住）」という一文は、舟山に近接する小島の提供に言及した乾隆58（1793）年当時のマカートニーの要求（3）に反駁する第2の勅諭中の以下の一文、および舟山に加えて澳門の警戒をも指示した東南沿海諸省督撫あての9月1日付の上諭、そして「久留」の一句を含むアルメイダの呈文（不惟使其通商，且求海嶼一所，作久留計）の3つを念頭に置いて書かれたものである。

### 【第2の勅諭（3）】

天朝のいかなる寸土の土地もみな天朝の版図に帰している。国界は判然としており、たとい島嶼・砂州であっても、必ず境界を画定し所属が定められている。ましてや天朝に帰服し交易を行う者は汝らイギリス一国にとどまらない。その他の国々も紛々として汝らにならって土地の賞与と商人の居留を請願してきたら、どうして一々その要求に応ずることができようか。そもそも、これは天朝の国家の根本的なあり方と相容れず、絶対に許すことはできない。

天朝尺土皆歸版籍，疆址森然，即島嶼沙洲，亦必畫界分疆，各有專屬，況外夷向化天朝交易貨物者，亦不僅爾英吉利一國，若別國紛紛效尤，懇請賞給地方，居住買賣之人，豈能各應所求，且天朝亦無此體制，此事尤不便准行<sup>(19)</sup>

吳熊光と北京中央は、第2の勅諭（3）・9月1日付上諭・アルメイダの呈文の3つを、互いに共有していることを前提として議論している。その上で、吳熊光が「〔乾隆帝が述べておられるように〕澳門についていえば、これは天朝の辺疆領土であり、国家のあり方の根本に関わる問題であります。断じて長期居留を許すことはできません」と述べたのに対して、嘉慶帝は「〔乾隆帝が述べておられると〕わかっているのなら、どうしてとっとと駆逐しない！」と硃批を書き込み、さらに上諭で「乾隆年間に同様のことがあったとしたら、お前は今回のように処理するというのか。」「天朝の国

家としての根本をはなはだ傷つけた。」と厳しく叱責したのである。

また、「前例に従い、〔貿易再開の請願を〕拒絶しました（又經臣吳熊光等按例批駁）」という呉熊光の一節に対しては、「この種の事に従うべき前例などあるか。錯謬ここに極まり（此等事，豈可按例乎，錯謬極矣）」という殊批が加えられ【匯編 674】、さらに10月12日付上諭では「しかるに呉熊光らはこれには思い至らず、ただ前例に従って〔貿易再開の請願を〕拒絶したと称するのみである。外国兵の内地侵入に従うべき前例などあろうはずもないということに思い到らず、のうのうとこの言を吐いたのである。錯謬ここに極まり（乃吳熊光等計不出此，祇稱按例批駁，殊不思夷兵擅入內地有何舊例可循，竟視顔為此語耶，錯謬極矣）」との叱責が加えられた【匯編 680】。さらに事件を報告する最初の奏摺と続報の奏摺の間の食い違い（「自相矛盾」【匯編 680】）－先には貿易を停止し、買弁と食料供給を断絶するといひながら、後では食料を断つと破れかぶれの行動に走る可能性があると弁明－については、「ひたすら冷静な態度を持して（「惟有持以鎮靜」）」という呉熊光の一節に対して、「遅きに失している（失之因循遲緩）」という殊批がまず書き込まれ【匯編 675】、続いて上諭では「呉熊光らは直ちに叱責、退去させず、ひたすら遅延を事とし、弱腰を曝して、外国人に軽んぜられることになった（吳熊光等並不趕緊斥令退回，一味遲緩因循，示之以弱，豈不為外夷輕視）」とより詳しい譴責が加えられた【匯編 680】。

北京中央は、最初の奏摺（9月4日付）に添付されたドルリーの稟文の日付が、一月以上前の7月29日であることも見逃してはいなかった。呉熊光の続報の奏摺（9月20日付）における、海盜討伐のために派遣されていた香山・虎門所属の水師の兵丁を、イギリス軍に対する防御のために本来の所属に戻すことにすると述べた一段に対して、上諭は「思っていた通り、該省の陸師・水師の各營は全く何の準備もしていなかったようだ。外国兵が越境・駐屯してから一月以上も経ってはじめて手配するとは、道理で外国兵が無人の境に行くがごとく、陸続として上陸し砲台に駐屯するわけだ（竟似該省陸路水師各營，從前一無準備，直至夷兵越境住守一月有餘，始行籌及，無怪夷兵陸續登岸，分守砲臺，如入無人之境也）」【匯編 680-681】と皮肉の効いた口調で、イギリス兵のおおむねの上陸時期（8月上旬から中旬）を指摘したのである。最後に上諭は、障碍・困難があれば実際の状況を詳細に上奏し、こちらからの指示を待って行えといいつつも、あらためてイギリス兵の即時追放を命令し、これ以上遅延すると呉熊光らは罪を免れることができないと釘を刺した。

北京中央は呉熊光あての上諭を發した10月12日、同時に貴州巡撫永保あての上諭も發し、呉熊光のやり方が錯謬の極みであるとして、軍事経験がある満洲大臣の永保を広東巡撫に調任すること、永保はただちに広東に赴き呉熊光と協力して事にあたるべきことを命令した【匯編 681-682】。他方、呉熊光は9月26日付の上諭を受けた10月13日（11.30）付の奏摺およびその奏片【匯編 682-684】で、イギリス兵はまだ澳門に滞留し、官員を派遣して退去を厳命しているにもかかわらず様子見を継続していること、他方、鵝頸洋面に停泊しているイギリス軍艦からは総督衙門および粵海關監督衙門に何度も人が派遣され貿易再開を請願して来ているが、あくまでイギリス兵の澳門撤退が先で貿易の許可はその後であること、これ以上引き延ばしを図るようであれば、澳門への水路を封鎖して食糧供給を断絶するので、必ずや澳門から撤退し大規模な軍事行動の必要はないであろうこと、黃埔に停泊している30余隻の商船は通常、大砲・武器を携帯しているので、省城で修理中の師船に属する香山・虎門配属の兵丁を派遣して警備を行い、また修理の必要のない師船20余隻・2千余名

の兵丁を碣石鎮総兵黄飛鵬の指揮のもと省河一帯に停泊させて出動に備え、さらに大砲・火薬を備えた緑營 2400 名を澳門・虎門一帯の重要港湾に駐留させていること、満營の官兵については將軍陽春・都統成徳がすでに 500 名を選抜しているが、呉熊光らが輕拳妄動を押さえていることなどが報告された（これに対して奏片に「早くやっておけば、こんなに慌てなくてすむものを（若早如此辦理、何致如此張皇）」という硃批が加えられた【匯編 684】）。

さらに 10 月 1 日付の上諭を受けた 10 月 27 日（12.14）付の奏摺【匯編 687-689】では、軍隊を発動しない理由として、澳門の地形的要因（陸路で進攻する場合、香山県と唯一接続する細長い陸路の蓮花莖は砲火の格好の標的となり、海路で進攻する場合、イギリス軍は高台から海浜を俯瞰して砲撃できる）およびイギリス軍艦の大きさを挙げ、にわかに軍を発しても水陸ともに必勝を期することが難しく、また澳門占拠の目的が貿易の利益にある以上、イギリス側にあえて中国と交戦する気はなく、澳門を封鎖し食料供給を断てば戦わずして屈するであろう（現在はまだ携帯している食料が底をついていないだけである）との見込みを示した。また最近、澳門のイギリス人は三板船で澳門と黄埔停泊中の商船の間を行き来し、さらには省城総督衙門に稟文を届けて貿易再開を懇願して来たが、すでに呈稟の禁止と三板船の駆逐を行い、澳門に横流しできないよう、黄埔の商船の食料購入も禁止したと述べた。この奏摺には、澳門防衛の現状と地理を説明するための「澳門絵図貼説」（説明の付箋付き澳門絵図）一点が添付された。

「澳門絵図貼説」は、画面中央に大きく、今回の事件の舞台となった澳門（画面右側）と前山寨の澳門海防同知衙門（画面左側：同衙門は澳門の管理と近海の海防を専管する）を左右対称に配置し、周囲に澳門のごく近海を簡単に添えるという構成になっている。澳門部分では、嘉慶 13 年 9 月 4 日付の呉熊光の第 1 報の奏摺でイギリス兵による占拠が報告された「東望洋砲台（東望砲臺）」「西望洋砲台（西望砲臺）」「三巴寺（大三巴）」「龍嵩廟」の 4 箇所を表示しているものの、前二者には「東望洋砲台・西望洋砲台はもともとポルトガル兵が守備していたが、現在イギリス兵が占領・居住している（東西砲臺本係西洋夷兵防守、現為英吉利夷兵佔住）」という付箋が加えられているのに対して、後二者は何のコメントも加えることなく、たんにその位置を示すにとどまっている。これに対して大砲台および三巴門から家斯欄砲台に至る城壁部分にはそれぞれ「大砲台は現在ポルトガル人が兵隊を派遣して守備している（大砲臺現係西洋人派兵防守）」「三巴門から家斯欄砲台までについては西洋人が城壁を築いており、その他の部分はいずれも山である（三巴門至家斯欄砲臺、西洋夷人向築有城牆一道、其餘皆係高山）」という付箋が加えられ、ポルトガル澳門政府の防備が現在でも有効に機能していることが示唆されている。また、澳門側から前山寨の澳門海防同知衙門（実際のスケールを無視して、ほぼ澳門に匹敵するような大きさに描かれている）に入る境界（「關閘營汛」）部分には、「沙梨頭・關閘・前山寨の三箇所には、現在合計千余名の兵士が駐屯している（沙梨頭・關閘・前山寨三處、現共駐兵一千餘名）」という付箋が加えられ、澳門に対する同衙門の軍事的管理能力が十分であることが強調されている。近海部分では、十字門に「十字門より外は鷄頸洋で、現在イギリス軍艦がここに停泊している（十字門外為鷄頸外洋、英吉利兵船在此灣泊）」<sup>(20)</sup>という付箋が添えられている。

10 月 27 日付の呉熊光らの奏摺と入れ違いに、翌 10 月 28 日、呉熊光の「交部嚴加議處（刑部に送り嚴重処罰）」を指示する上諭が発出された【匯編 690-691】。総督の大任にあたる者にとって、外国人が内地に侵入し砲台を占領するという事態に勝る緊急事はないというのに、10 月 13 日付の呉

熊光の奏摺を見るに、言うことは一片の空言にすぎず、何の手立ても講じることなく、万事遅きに失して天子の委任に背いている、というのがその理由である（巡撫孫玉庭・將軍陽春も「交部議処（刑部に送り処罰）」を指示された【匯編706】）。同日、新任の広東巡撫永保にあてた勅諭でも、呉熊光の現状報告の奏摺が一片の空言に過ぎず、イギリス人を澳門から駆逐してもいないし、何の手立ても講じていないと繰り返したうえで、永保を呉熊光に掣肘されることがなく、この事件の解決に専心する欽差に任ずること、またこの件に関する呉熊光の処理について秘かに調査し（かくのごとき遅延は呉熊光の動揺・怠慢によるものか、それとも病気で精気がないのか）、事実を上奏することが命じられた【匯編691-692】。

「交部嚴加議処」の処分が決定され、行文による通知【匯編694】がまだ呉熊光本人に届いていない11月5日（12.21）に呉熊光らが、水陸官兵の配置と澳門に通じる水路を封鎖して買弁による供給を断絶した結果、10月27日・28日頃、澳門を占拠したイギリス兵はテント・大砲などを三板船に載せて十字門外の軍艦に搬入し、11月3日には澳門からの全員撤退を完了、現在、澳門の外洋に停泊し帰帆のための風待ちをしていること（その後、11月7日に出発した【匯編702】）、および撤退完了後にイギリス側からの懇請があつてはじめて貿易を許可するのが本筋だが、風を誤ると商船が帰国できなくなるので、貿易開始の許可を粵海関監督常頭に連絡すること（その後、11月11日に常頭に連絡した【匯編702】）の二点を呉熊光らが上奏してきた。これに対して嘉慶帝は、それぞれ「まだ信用できない（尚不可信）」「思っていた通り、お前は事の根本を知らず、ただ小利のみを図り、総督という重任を汚している（汝竟不知大體，只圖小利，有玷封疆重任矣）」と硃批を加えた【匯編695-696】。その後、北京中央は12月13日（1809.01.28）に永保に上諭を發し、イギリス船はすでに退去したが、廣州に到着したらただちに澳門に赴き詳細な調査を行うよう命ずるとともに（イギリス船はなぜ内地に侵入したのか。7月に鷄頸洋面に停泊・上陸し砲台を占拠してから2ヶ月も遅れて呉熊光が上奏してきた理由は何か。イギリス船が退去したのは呉熊光の方がまず貿易の開始を許可したからではないのか。イギリス側からの稟文の上呈は何度あり、それに対して呉熊光はどのように回答したのか。…）、イギリス船の再来に備えること、および呉熊光を革職し自費で南河に赴き効力贖罪させることを命令した【匯編720-721】。しかし、翌年1月6日（02.19）、広東に向かっている永保の持病が湖南で再発したことを受け、当面、韓對に署兩広総督の任を委ね、あらためて山東巡撫の百齡を新任の兩広総督に任命することとなった。またこのとき呉熊光は河工ではなく北京に来ることが同時に指示された【匯編723】。

## II-3. 百齡の査察と呉熊光の供述

### II-3-1. 百齡の査察

嘉慶14年2月5日（1809.03.20）、澳門を实地検分した署兩広総督の韓對が、ポルトガル澳門政府側との接見の様子、澳門の人口構成の現況を報告し、南湾側の女牆の増築、関閘・前山寨の再建と軍隊配置、蓮花峰・青洲における砲台設置、「華夷交易章程」の増改と虎門・黄埔のさらなる検分の必要性を訴える奏摺を奉ってきた【匯編724-726】。これを受けて2月26日付の上諭は、韓對の奏摺の要点を百齡に伝え、広東到着後にあらためて自ら検分を行い、韓對と協議しながら適切に対処・報告することを指示した【匯編727】。



4月8日(05.21)、澳門で査察を行った百齡は、北京出立時に受けた嘉慶帝からの面諭(イギリスの軍艦はなぜ澳門に侵入し、なぜ澳門から退去したのか。呉熊光の処理の遅延に畏懼・失体のところはなかったのか。先に貿易再開を許可してからイギリス兵は撤退したのではないか。貿易開始の許可は呉熊光の意見なのか、それとも粵海関監督常顕の意見なのか)に対する長文の報告の奏摺を奉った(以下、その内容をトピックごとに要約する)【匯編 731-735】。

i) ポルトガル澳門政府理事官に対する訊問

・理事官の回答：ドルリーは澳門の保護のために来たと当初言っていたが、携帯していたインドからの書簡には、澳門を暫時租借し居留したいとあり、理事官はただちに地方官を通じて両広総督に報告した。ドルリーは自ら兵を率いて来たのであって、イギリス国王の命令を受けたわけではない。すでにポルトガル本国に報告し、イギリスに問い合わせ中である。澳門におけるポルトガル人の優遇を羨み、貿易の利益を強奪したかったというのがイギリスの本心であろう。

ii) イギリス商人(大班) J.W. ロバーツに対する訊問

・ロバーツの回答：ベンガルの総督とドルリーはフランスが澳門でイギリスの貿易を妨害することを懸念し、国王に告げる間もなく、ドルリーが軍隊を率いて澳門にやって来た。両広総督に面訴するつもりであったが、総督が会おうとしないので、数ヶ月遅延した後、皇帝の上諭を受けてただちに退出した。ポルトガル人の貿易の利益を強奪するためというのはデマで、そのつもりは全くない。

・百齡は理事官およびロバーツが提出した稟文および誓約書をチェックしたが、その内容は以上の両者がいうところと大差ない。

iii) 百齡の意見

・この事件は、ポルトガルの弱体化を見たイギリスが、皇帝の許可を万が一得られれば大きな利益源になると考えて、保護の名の下に軍隊を率いて自らの居留の許可を迫ったものである。占領はデマでその意図はないというロバーツの言は、その狡猾さを益々露呈するものにすぎない。その後、所期の目的が果たせないと見て、貿易再開を要求し帰国の費用とした、というのがイギリスの侵入・退去の事情である。文武各官および澳門の耆民に尋ねたところ、おおむね同意見で、争端の兆しや内地を騒擾したという事実があるわけではない。しかし国王に報告し、軍艦が再来することはないという言明は信じがたいので、地方官に命令してあらかじめ防備に努め、同時に章程を制定して規制を行いたい。

iv) 呉熊光の対応

・7月21(09.11)、22日にイギリス軍艦が鷄頸洋面に停泊し、8月2日(09.21)に澳門に上陸して砲台を占領したことは、そのつど地方文武各官および澳門理事官から報告があった。それに対して呉熊光は香山協副将・澳門海防同知に通常通りの防備を行うよう命令し、かつ公行商人を澳門に派遣した。

・8月16日(10.05)、イギリス兵が退去しないのを見て、呉熊光は貿易の停止を命じた。知府陳鎮

と遊撃祁世和を派遣して問い詰めたところ、ドルリーは総督に直接面訴することを求めたが、呉熊光はこれを斥けて謁見を許さず、大官をさらに派遣することも行わなかった。祁世和と香山県知県の彭昭麟がそれぞれ官兵を派遣して駆逐することを請願しても、呉熊光はいずれも「冷静に構え、慌てるべからず（鎮靜不可張皇）」と回答した。このときポルトガル人からも、澳門の居民が四散し食料危機の恐れがあるとの稟文が香山県経由で上呈されたが、呉熊光は頑として自ら澳門に赴き処理しようとはしなかった。

・9月1日、2日（10.21）、何の準備もなされていないのを見たドルリーは、軍艦3隻で虎門に進入し、省城から40里離れた黄埔に停泊した。そこで呉熊光は4日（10.23）に上奏を行い、このときはじめて香山・虎門所属の水師の兵丁を軍営に戻らせ、また碣石鎮総兵黄飛鵬が率いる師船20余隻および紅単船10余隻を省河一帯に配置した。

・9月23日（11.11）になって、ドルリーと副官は士官10余名・兵隊40余名・水兵200余名を率いて、30隻あまりの三板船で黄埔から省城十三行に移動し、総督に謁見を求めた。呉熊光は廣州守備福明・副将張瑗を派遣して訓諭したが、ドルリーは「許可が得られるようであれば澳門に居留したいとの旨を総督から皇帝に上奏してほしい。もし許可が得られなければ、その後退去する。」と回答した。

・これに対して呉熊光は終始頑として謁見を許さず、黄埔に戻って上諭を待つよう命令し、同時に食料の入手を禁じた。これに慌てたイギリス人は26日（11.14）再び三板船数十隻に乗って省城に到り、十三行の食料を積み込もうとしたが、官兵がこれを阻止し、黄飛鵬が威嚇の砲撃一発を命じたところ、イギリス兵1人が死亡、3人が負傷した。イギリス兵は応戦することなく、ただちに黄埔に退いた。

・この時、黄埔の民衆が警戒・避難したのみならず、省城外の商人・民衆も争って城内になだれ込んだ。また同地の匪徒数千人が機に乗じて略奪を働こうとしたが、南海・番禺の両知県が丁役に命じて昼夜を分かたず警戒させたため、大事に到る一歩手前で落ち着きを取り戻した。

・10月10日（11.27）に至って、即時退去・帰帆しなければ軍力を以て討伐する旨をイギリス人に訓諭せよとの上諭が届いた。呉熊光は12日に緑營の官兵2600名を動員して、黄埔および澳門における駐留・防備を命じたうえで、16日（12.03）に上諭内の訓諭の事由を黄埔に掲示した。これに対して、イギリス側は買弁による食料供給が得られれば撤退することを伝え、呉熊光が買弁の復帰を許すと、今度は貿易開始を求め、これに対して、呉熊光は全兵撤退後の貿易再開を指示した。

・イギリス兵は10月25（12.12）、26日に軍艦を虎門より退出させ、11月2日（12.18）、3日に澳門のイギリス兵も続々と外洋に撤退した。これを受けて呉熊光は粵海関監督常顕に通知し、11日（12.27）に貿易が再開、この後イギリス軍艦は出帆した。

#### v) 百齡の意見

・イギリス軍艦の澳門占拠に際して、イギリス側に事を荒立てようという気配はついで見られなかった。最初に総督衙門に来て謁見を請願してきた際に、呉熊光がつとに明白かつ厳正に指導していれば、その奸策も難なく斥けられたであろう。たとい少々ぐずぐずとしたとしても、武力を以て威嚇すれば必ずや恐れをなして退去したであろう。しかるに呉熊光は一月余りも遅れて上奏を行い、さ

らにその一月余り後に軍隊を動員、イギリス側が撤退を願い出るや、ただちに貿易再開を許可した。上諭の指摘通り、貿易開始は撤退の後だとしても、その許可は撤退の前であった。また貿易再開は呉熊光から粵海関監督常頭に通知したもので、常頭からではなかった。

・呉熊光の思惑を察するに、当初は「冷静（鎮静）」にかこつけて、イギリス兵がさっさと退出すればこの事件をなかつたことにできると期待し、ついでイギリス軍艦が虎門より黄埔、さらに省城外に侵入し、事隠匿しがたきに至って、ようやく上奏を行った。その後、上諭の厳しい指示を奉じて、まだなお通常の事件と見なし、ただちに自ら赴いて駆逐を行おうとはしなかった。因循すること数ヶ月、弱腰をさらけ出し体面を失った罪はとうてい逃れることができない。

・前の巡撫孫玉庭は、ともにこの事件にあたりながら、一連の実情を自ら上奏しなかった。ありうべからざることであり、併せて弾劾する。

この奏摺には澳門政府理事官およびロバーツに対する訊問の際に上呈された、前者の稟文および後者の稟文と誓約書（すべて嘉慶14年3月24日/1809.05.08付）が添付されていた。両稟文ともに、両広総督に謁見したいというドルリーの要望（澳門の暫時租借を目的としていた）が澳門に派遣された官員を通じて呉熊光に伝えられたが、呉熊光が頑としてこれを許さなかったために、澳門・省城間を幾度も往復し、その結果、数ヶ月を費やしたことが述べられていた【匯編736・737】。

その後、2月26日付の上諭を受けて、前山營の創設・新涌山砲台の新設・蕉門河口の封鎖および乾隆24（1759）年の「防範外夷規條」を増訂した「華夷交易章程」の発布をそれぞれ提議した百齡・韓封合奏の奏摺が4月20日（06.02）に2通同時に奉られた（「華夷交易章程」は、乾隆帝の意向を知悉し、マカートニー使節団が帰途、広州を通過した際の両広総督であった長麟と軍機大臣の検討を経て、最後の1条を除き、5月19日（07.01）付の上諭で裁可された【匯編755-758】）【匯編739-744】。前者には「絵図貼説」が添付され、これを嘉慶13年10月27日付の呉熊光らの奏摺に添付された「澳門絵図貼説」と比較するとき、百齡が絵図最下部に広州省城、中央部に前山寨澳門海防同知衙門、上部に澳門というように、広東体制の中軸線を縦一列に配置し、左側下部に珠江入口の虎門および外国船停泊地である黄埔を描き加えることによって、この体制の領域全体を視野に収め、加えて各ゾーンの果たす機能について付箋を以て詳細かつ的確な説明を加えた上で、澳門に対するコントロールと虎門・蕉門の防備を論じているのに対し、呉熊光の方はイギリス軍艦フェートン号が黄埔まで珠江を遡上し、ドルリー自身が省城西関の十三行まで到達、省城広州を大混乱に陥れたあと虎門から退出したまさにその翌日、嘉慶13年10月27日に、楽観的なコメントを付した澳門と澳門海防同知衙門だけの絵図を提出することで、この事件が澳門の砲台占拠にとどまらず省城への侵入をも含み込んだものであること、すなわちマカートニー使節団来華時の乾隆帝の第2の勅諭（3）のみならず（4）にも関わるものであること（「I-1. 広東体制」で述べた広東体制の機能③に加えて、機能①にも関わるものであること）を首尾よく隠しおこせようとしていたことが一目瞭然となる。

### II-3-2. 呉熊光の供述

嘉慶14年4月29日（1809.06.11）、内閣あてに上諭が下され、百齡の報告を根拠に、すでに革職していた呉熊光を逮捕して軍機大臣に引き渡し、刑部とともに訊問のうえ、罪名・処分の案を上奏

することが命じられた。同時に事件の実際の経緯を上奏せず、また呉熊光と協力して迅速かつ適切に処理を行わなかった廉で、孫玉庭の革職回籍が命じられた【匯編 746-747】。

呉熊光に対する軍機大臣と刑部の訊問は、百齡の報告にもとづいた対質という形で行われ、その遣り取りは、4月30日付の奏摺および奏片と呉熊光の供述（口供）の中にうかがうことができる【匯編 748-749・750-752】。訊問は2つの核心的な問題をめぐって行われた。1つ目は、イギリス兵が澳門に上陸したとき、呉熊光はなぜただちに自ら澳門に赴かなかったのか、また上陸の報告がなぜ一月も遅れたのか、という問題である。2つ目は、呉熊光に謁見を求めたドルリーが実際に省城十三行まで赴きながら、なぜ謁見の場に来なかつたのかである。

1つ目の問題に対して呉熊光は嘉慶7年の第1次占領事件の前例に倣ったからだとその理由を供述している。

昨年7月29日（09.19）、イギリス兵が澳門に侵入し、港を防衛するポルトガル人の砲台を占領しました。私は初めての経験だったので、総督衙門に前例がないかどうかを調べたところ、嘉慶7年にイギリス軍艦が老万山および虎門外の沙角要塞を占領しようとしたという案件を探し当てました。その際、前任の総督吉慶が官員を澳門に派遣して訓諭したところ、2ヶ月あまりで撤退・帰帆し、上奏は行われませんでした。そのとき私は愚かにも、これに倣って処理し、もしイギリス兵が即時撤退すれば皇上を煩わさないで済むと考えたのです。外国人の事情に詳しい知府陳鎮と遊撃祁世和を澳門に派遣し厳正に訓諭したところ、ドルリーはあえて澳門で揉め事を起そうとはしませんでした。イギリス人とポルトガル人が同じ外国人である以上、イギリス人にも澳門居留の許可を与えて欲しいとの希望を皇上に転奏してほしいという目論見から、様子見を決め込みました。これを見て私と巡撫の孫玉庭は何度も相談したあげく、9月4日（10.23）に最初の上奏を行い、同時に水陸の官兵を出动させ周到な準備を行いました。その後、上諭を奉ずるに及んで、私はただちにそれに従い、陳鎮らを再び派遣して勅諭を宣読させたところ、イギリス人たちは皇上の威厳に恐れおののき、10月3日（12.19）に一人残らず澳門から撤退し、7日には帰帆・帰国しました。以上が上奏遅延の一部始終です。要するに、尋常ならざるご恩をいただきながら、総督の任において澳門への侵入を許してしまったこと、これがまさしく私の過ちであります。また虎門も緊要であり、省城にいれば澳門と虎門の両方に目配りができると考え、直ちに自ら兵を率いて澳門に赴かなかったこと、さらに叱責の勅諭（嘉慶13年9月26日付の上諭）に接した後になって、はじめて自らの罪を認め処分を請願したことなど、種々の錯誤はいま後悔しても取り返しのつかないものばかりであります。これらすべては病後の管理が行き届かず、事を処理するにあたりて考えすぎ、慎重であるがゆえにますます遅延したことによるもので、まことにその罪は逃れようもありません。【匯編 752】

吉慶が上奏を行わなかったというのは呉熊光の事実誤認もしくは故意の歪曲だが、吉慶はたしかに「冷静（鎮靜）」をキーワードに、イギリス商船の貿易を迅速に開始させ、それが終了したら、あらかじめ定められた期限通り、軍艦をともなって帰帆・帰国させることを基本方針としていた。そこには「I-1. 広東体制」で述べた広東体制の機能②貿易の利益の最大化（清朝政府にとっては関



税収入の最大化)に対する配慮(「ナポレオン戦争をめぐる講和がすでに成立したからには、来年広東に  
来航する商船は必ずやいっそう増え、関税収入も多くなることが期待できましょう/外夷今已講和、來年到  
粵貨船自必較多、稅課可期豐裕」【匯編 624】)とともに、省城官民に共有されたイギリスの軍勢力とそ  
れが発動された時の地方社会の混乱に対する押さえがたい恐怖心も働いていたのである。呉熊光は  
当初、第一次澳門占領事件をめぐる吉慶の檔案のみを参照してその方針を踏襲していたが(「冷静  
に処理する/鎮靜辦理」【匯編 750】「穩便に事を済ませる/鎮靜完事」【匯編 754】)、ドルリーの要求が  
澳門における居留にあることを知って(「イギリス人にも澳門居留の許可を与えて欲しいとの希望を皇  
上に転奏してほしいという目論見から/希冀轉奏邀恩、允准居住」【匯編 752】)、ようやくマカートニー  
使節団来華当時の乾隆帝の第2の勅諭(3)および9月1日付の上諭、そして第1次澳門占領事件  
当時のアルメイダの呈文が意味する事柄の重要性に気が付いたのである。事件の第一報となる嘉慶  
13年9月4日の呉熊光の奏摺を読む者が感ずる違和感-居留地を求めるイギリスの一連の動きに  
対する非常に危機感と「冷静」をキーワードとする悠長な対応の奇妙な共存。これこそが嘉慶帝を  
激しく苛立たせたものにほかならなかった-は呉熊光の認識のこの急激な変化に由来するものであ  
る。

イギリス兵が澳門に上陸してから一月あまりの間、一貫して「鎮靜」の方針を維持してきた呉熊  
光に、9月4日の最初の奏摺を奉ることを余儀なくさせた直接のきっかけは、百齡がいうように、  
イギリス軍艦の虎門侵入であったと思われる。上奏2日前の9月2日(10.21)に、ドルリーが率い  
て来たイギリス軍艦3隻と日本の長崎から帰還したフェートン号が、虎門に入る第一関門の穿鼻に  
集結していたのである。呉熊光の9月4日の奏摺で、「前例によれば外国人は省城に入ることを許  
されていないので」というとつけたような一文が加えられ、また奏摺の末尾に「省城内外は落  
ち着き、民心は安定していることを併せて報告いたします。」という短い一文が不自然に置かれた  
のは、黄埔を経由して省城に至る珠江の入り口に位置する虎門に、ドルリーが搭乗する軍艦が今ま  
さに侵入しようとしていたという事実、そしてそれを知った呉熊光が、混乱の中、粗雑さを承知の  
上で、澳門占領を報告する奏摺を草卒の間にしたためざるを得なかったという事情に由来すると思  
われる。

その後、9月23日(11.11)にドルリーは三板船で省城十三行に到来し、呉熊光に会見を要求した。  
イギリス兵の澳門上陸後、呉熊光がただちに官兵を率いて澳門に赴き、ドルリーの要求に応じて謁  
見を許し適切に処理をしていれば、数ヶ月に及ぶ澳門の占領も、省城への侵入も防げたはずである  
と認識していた北京中央が、拘禁中の呉熊光に回答を要求したのは、自分の方から呉熊光に対する  
謁見を求めたドルリーが、実際に省城十三行まで赴きながら、なぜ謁見の場に来なかったのか、と  
いう疑問であった。これについて呉熊光は2箇所次のように供述している。

省城に来て謁見を求めたときのことについては、儀注に縛られないため十三行で謁見したいと  
ドルリーは希望していましたが、各国の陪臣が督撫に謁見する際は、督撫は大ホールに着座し、  
官兵を整列させ、当該陪臣は東角門より入って、一跪三叩頭の礼を行い、謁見が終わると西角  
門から出るという従来からのやり方を私が踏襲したため、ドルリーは儀注にしたがって謁見を  
すると体面を失うと考えてやって来なかったという事情です。しかし、[このことについて]

---

私が先の奏摺の中で詳細な説明をしなかったのは、私の過ちにほかなりません。まことに後悔しても取り返しがつきません。重罪に処していただくようお願いいたします。【<sup>(25)</sup> 匯編 749】

公行商人を通した稟文によると、9月23日に大班とともに水兵などを引き連れて、三板船で黄埔から省城にやって来たドルリーが謁見を求めているとのことでした。彼らはみな陪臣であることから、私は規定通り官兵を動員して整列させ、前巡撫の孫玉庭を呼んで総督衙門大ホールにてともに着座し、彼に謁見するよう伝えました。ドルリーは私が大ホールに着座しているのを見て、謁見に来ようとはしませんでした。それで私は〔黄埔の〕船に戻って待機するよう命令し、また省城の住民が驚き慌てないように、三板船が勝手に省城に来ることを禁止しました。…（中略）…このたびイギリス人が澳門を窺ったのはもとより貿易の利を貪ることが目的で、また兵士・民人を一人たりとも傷つけた訳ではありませんが、深甚なる恩を受け総督の任にあった私が、辺境の重大局面に際して、ただちに自ら兵を率いて赴かなかったことはあまりに弱腰に過ぎるものでありました。加えて報告の上奏が遅れ、さらにドルリーが省城に来たりて謁見を求めたこと、およびイギリス人を駆逐する際に砲撃を加えたことなどを、9月27日の奏摺内で詳しく報告いたしませんでした。これらはすべて病後の管理が行き届かなかったことにもとづく過ちであり、…【<sup>(26)</sup> 匯編 751】

「各国の陪臣が督撫に謁見する際は」「彼らはみな陪臣であることから」とあるように、呉熊光がいう「儀注」とは省城広州における朝貢儀礼の際の儀注を指している。広東を貢道とするシャムの朝貢使節が省城に入城して行く朝貢儀礼－北京進貢前の巡撫衙門における「驗貢」と進貢後の総督衙門における「筵宴」－は、天子の徳の「光被」を確認・認証するための、省城官民にとって馴染みのページェントであった。「驗貢」においては、以下のような省城大官に対する一跪三叩礼、「筵宴」においては宮闕を望んでの三跪九叩礼が使節に要求された。

この日の辰の刻、南海・番禺両知県は、河泊所大使を懷遠駅に遣って貢物を護送せしめ、貢使・通事とともに広州城の西門から入城、巡撫衙門の西轅門に至りて貢物を安置する。貢使は頭門外の帳房にて起立、両知県が中門の開放を巡撫に稟請するのを待つ。〔中門が開放されたら〕通事・行商は貢物を護送し、先んじて中門から大堂の簷下に至り、これを陳列する。その後、通事は再び頭門外に出る。両知県は典史を遣わして、総督・巡撫が公服を着用のうへ巡撫衙門に至るよう請願せしめる。〔総督・巡撫が至ったら〕通事は貢使を率い打躬迎接。総督・巡撫がともに揃ったら、〔巡撫が〕堂に昇って門を開く。総督・巡撫が正坐、司道各官が傍坐してから、通事は貢使を率いて、東角門・報門から大堂の簷下に進み、一跪三叩の礼を行う。貢使は座ることを許され、また茶を賜う。各官は座から立ち、貢物を査驗。それが終わったら、やはり先ず貢物を中門から西轅門に運び出し、ついで通事が貢使を率いて西角門から退出。頭門外で起立して各官を見送る。点検のうへ貢物の引き渡しを行い、通事・行商・貢使が懷遠駅まで護送し、安置する。<sup>(27)</sup>

たしかにドルリーは、一般の商人とは異なり、自分はイギリス国王の命を受けた「將軍」であるという理由で総督との面会を要求していたが、マカートニーのように国家の使節として派遣された訳ではない彼に対して、呉熊光がシャムの朝貢の際と同様の儀礼を総督衙門で要求したのは、澳門の砲台占領をめぐるすでにその決定的な重要性に気が付いていた乾隆帝の第2の勅諭(2)および(4) - 乾隆帝にとって、省城広州と京師北京は二重写しになっており、澳門の外国商人が澳門から越境して朝貢の空間としての省城に混入することは許されない - を念頭においていたからである。また、大幅に遅延しながらも澳門砲台の占領の報告を行った呉熊光が、軍艦が虎門から退出した翌日、10月27日付の奏摺において、澳門砲台占拠の状況を示した澳門のみの絵図を北京中央に提出し、ドルリーの省城侵入の方は徹底して北京中央に公にしないように努めていたのも、やはり第2の勅諭(2)および(4)を意識していたからである。

軍機大臣の訊問に対して、ドルリーが謁見に来なかったのは、[乾隆帝の勅諭にしたがって]自分が朝貢の謁見儀礼を設定したからだと述べた呉熊光は、「しかし[このことについて]私が先の奏摺の中で詳細な説明をしなかったのは、私の過ちにほかなりません」「ドルリーが省城に來たりて謁見を求めたこと、およびイギリス人を駆逐する際に砲撃を加えたことなどを、9月27日の奏摺内で詳しく報告いたしませんでした。これらはすべて病後の管理が行き届かなかったことにもとづく過ちであり、…」と述べ、「過ち」は謁見を許さなかったところではなく、その報告を行わなかった点にあることを匂わせている。同様に、軍機大臣の方も、訊問の状況を報告する4月30日付の奏摺において、「ドルリーが謁見しなかったことを先の奏摺で述べなかったのは杜撰なやり方である(其該夷目不敢進見之處、前摺内亦未敘明、辦理均屬草率)【匯編 749】」とのみ所見を述べた。

訊問後に軍機処から嘉慶帝に提案された呉熊光の処分原案は以下のようなものとなった【匯編<sup>(29)</sup>754】。

「イギリスの事件の処理にあたっては、香山県の文武の官員が報告をしてきた際、穩便に事を済ませようと考えて、わずかに通常の防備を行うのみで、直ちに自ら兵を率いて処理しようとはいたしませんでした(未即帶兵親往查辦)。これは弱腰に過ぎる(失之軟弱)と同時に、また上奏が遅れる(奏報遲延)ことにもなりました。また、ドルリーがしばしば謁見を求めて来た件については、[総督衙門の]大ホールに着座して兵を整列させたが故に、ドルリーが謁見に現れず(夷人不敢進見)、先の奏摺でもこの事情を詳細に説明いたしませんでした(未將此等情節詳悉奏明)。以上、諸々の錯誤は誠に罪を逃れることができないものであります。」と呉熊光は供述いたしました。再三、厳しく問い詰めたところ、呉熊光はただただ地に伏し頭を打ち付け痛哭するばかりで、申し開きができませんでした。まさに重罪を以て処罰すべきであります。

思うに呉熊光は総督の任にありながら、辺境の交渉の案件において、直ちに自ら赴いてしかるべき査察を行わず(不即親身前往、妥協勘辦)、上奏は遅れ(奏報即屬遲延)、処理は弱腰を露呈する(辦理又形軟弱)ものであります。事件を引き起こすまでには至らなかったという理由で大目に見るのは不都合であります。地方大官の失政の戒めとすべく、呉熊光をイリに送って効力贖罪させる旨の勅旨を下されんことをお願いいたします。

この奏摺の中で軍機大臣たちは、呉熊光の供述を要約した前半部分で、いったんは呉熊光が5つの罪を自ら認めているとしながらも、具体的な処分案を提示する後半においては、先の3点（澳門に直ちに自ら赴かなかつたこと、上奏が遅れたこと、処理が弱腰に終始したこと）のみをイリにおける効力贖罪という処分の理由として掲げ、ドルリーの謁見の措置とこの件を奏摺で報告しなかつたという後の2点は処分理由から外していることがわかる。呉熊光が乾隆帝の第2の勅諭（4）から逸脱していないことに配慮したものとされる。しかし、5月2日の嘉慶帝の最終的な上諭では、呉熊光が澳門に急行してドルリーに面と向かって厳しく問いただしておけば、恐れおののいたドルリーは即時に撤退したところを、呉熊光はひたすら錯誤・遅延を重ねたあげく、ドルリーによる黄埔・省城侵入と総督に対する謁見と上奏の要求という事態を招来し、さらにはここでも呉熊光が謁見を許さなかつたがために、イギリス側と省城居民の混乱を招いたとして、弱腰と失体の咎で呉熊光のイリにおける効力贖罪を命令することとなったのである【<sup>(30)</sup> 匯編 753】。

## おわりに

第2次澳門占領事件にちょうど一月先立つ1808（嘉慶13）年8月11日、フェートン号はまず澳門沖に到着し、牛肉・野菜・水の調達および必要な修繕を施した後、8月31日に澳門沖を出発、台湾海峡を通過して10月4日長崎に到着、いわゆるフェートン号事件を起した後、6日に長崎を離れ、ふたたび台湾海峡を通過して、10月12日に澳門沖に帰還した。17日には澳門沖を出発して、18日に虎門の穿鼻に到着した。21日、ドルリーは旗艦ラッセル号以下の3隻を率いて穿鼻のフェートン号に合流し、23日にドルリーおよび護衛兵26名がラッセル号からフェートン号に移って、単独1隻で虎門を通過して珠江に入った。その後、10月25日から11月10日までの間、黄埔の手前で停泊した後、11月10日に黄埔に入港し、翌11日ドルリーはフェートン号から下船して省城十三行に移動した。総督呉熊光との面会を果たせなかつたドルリーは11月13日、黄埔のフェートン号に帰艦した。その後、ドルリーは数隻の軍艦を黄埔まで遡上させて中国側との対決姿勢を鮮明にし、省城ファクトリーのイギリス人および黄埔のイギリス東インド会社船に撤収を命じた。28日、ドルリーは多数の武装したボートを従えて再度省城に赴き、中国側官兵の阻止と威嚇の砲撃を受けたあと、衝突を避けて再び黄埔に撤退、2日後の11月30日にはフェートン号から当時蠓墩（Second Bar）に停泊していたラッセル号に乗り移った。フェートン号はその後、12月10日に黄埔を離れ、12月23日にはドルリーを乗せたラッセル号および数隻の東インド会社船とともに澳門沖から出帆した。<sup>(31)</sup>

長崎におけるフェートン号事件をイギリスによる澳門占領計画の一環として考えるとき、<sup>(32)</sup> 第2次澳門占領事件は、軍装したドルリーが澳門から省城に侵入し総督との会見を要求したという点で広東体制の機能①を侵犯し、同時に中国沿海地方の天津・寧波・舟山と接続する澳門の占領を企て、また澳門と省城の間の境界を越えて東アジア海域内に入り込み長崎に到ったという点で広東体制の機能③から逸脱したものであったことに気が付く（呉熊光は外国貿易による関税の確保という機能②のみに拘泥し、機能①および③を等閑に付したために、嚴重な糾察・処分を受けることとなったのである）。これはマカートニー使節団が乾隆58（1793）年の来華時に企図していた種々のプランー「呈稟」



で省城広州における常駐と天津・寧波の開港および舟山の租借を要求し、最終的には断念したものの、中国到着後に一度は日本への渡航をライオン号 (Lion) に指示し (マカートニーは日本訪問の裁量を委ねられた訓令を受けていた<sup>(33)</sup>)、また北京からの帰途、入れ違いに北京に赴く琉球国王の使節と面会したときに、もし事情が許すならば琉球諸島を探検することはむだではあるまいとマカートニーは日記に記していた<sup>(34)</sup> - を同時に実行に移そうとしたものにほかならない。

さらにマカートニー使節団と第2次澳門占領事件に続く1816年のアマースト使節団は、謁見の際の叩頭をめぐる妥協点が見いだされなかったために、要求を持ち出す機会もなく、北京から陸路を使って広州まで南下したが (広州ではマカートニー使節団の際と同様、珠江を隔てた河南の公行商人陳鈞華の庭園に宿泊し、隣接する海幢寺で先の使節団よりいっそう簡素な宴会を提供されただけであった)、他方、白河河口で往路の使節団と分かれたアルセスト号 (Alceste) は、朝鮮と琉球を訪れた後、珠江デルタに戻り、今度は虎門で砲撃の応酬を交わした後、珠江を遡上して黄埔に停泊、艦長のM. マクスウェル (Murray Maxwell) は砲撃に対する釈明を要求するために省城に赴き、公行商人を介在しない両広総督との直接のコンタクトを求めたのである (これに対して、総督は当初、公行商人を介してイギリス大班あてに回答を送付した。大班がそれを拒否すると、公行商人は今度はマクスウェルに直接コンタクトを取ろうと試みたが、あくまで総督との直接の交渉を求めるマクスウェルはこれを拒否した<sup>(35)</sup>)。

1810年代までは使節団あるいは占領という1つの「事件」が広東体制に対する逸脱と侵犯の双方を同時に体現していたのに対して、1830年代以降になると両者は分岐し独立した動きになっていく。澳門と省城の間の境界を越えて大きく東アジア海域に入り込んだ1832年のロード・アマースト号 (Lord Amherst: 厦門・福州・寧波・上海・山東・朝鮮・琉球)、1835年のヒューロン号 (Huron: 福建・浙江・江蘇・山東)、1837年のモリソン号 (Morrison: 日本の鹿児島・浦賀) はいずれも広東体制の領域から外側に逸脱し、澳門・省城十三行に長期滞在かつ活動の場としていた宣教師たち - アマースト号はK・ギュツラフ (Karl Friedrich August Gützlaff)、ヒューロン号はW.H. メドハースト (Walter Henry Medhurst)、モリソン号はギュツラフとS.W. ウィリアムズ (Samuel Wells Williams) - を同乗させたものであった。澳門に滞在していたギュツラフ・メドハーストなど、宣教師たちがバタヴィア・シンガポール・マラッカ・ペナン・バンコクなどにも滞在した経験があるというように、東南アジア諸都市間のネットワークを背後に持つ澳門は、東アジア世界に対峙する最前線という位置にあった。アマースト号のH.H. リンゼイ (Hugh H. Lindsay) の報告書とギュツラフの旅行記が刊行される以前は、「ここ100年間、広州と澳門の港を除いて、中国・朝鮮・日本・琉球・台湾の近海を訪れる外国船はほとんどなかった。<sup>(36)</sup>」からである。

他方、広東体制の領域の内側における侵犯として、第2次澳門占領事件に後続するのが、1830年のベインズ事件と1834年のネピア事件であった。1830年2月、イギリス東インド会社大班W. ベインズ (William Baynes) は、公行商人の私宅を賃借している十三行のイギリスファクトリー東南側に囲いを増築し、かつ商品の積み卸しをスムーズにするために、東側地面の石を木板に換えようとした。これが広東当局に阻止されると、ベインズは黄埔に停泊しているイギリス東インド会社船3隻と水兵100余名を十三行に呼び寄せ、公行商人たちの説得も聞かず、無断で工事を強行したのである (最終的には上諭を受けて、翌年5月に現場を視察した広東巡撫朱桂楨の命令で取り壊され、原状

に復帰した<sup>(37)</sup>。また1830年2月および10月、ペインズは澳門に居住している夫人など女性3人を帯同しての省城十三行入りを強行した。2月の際は2ヶ月の滞在後、ペインズ夫人らは広東当局と大きなトラブルを起すことなく澳門に帰還したが、10月の方は数日中に女性を澳門に退去させないと官軍を率いて十三行に入ると通告した広東当局に対して、ペインズが黄埔の武装した水夫100名を呼び寄せたために、一触即発の軍事的対峙の状況となったのである（結局は、広東当局の強硬な圧力に屈した女性たちは澳門に退去することを余儀なくされた<sup>(38)</sup>）。この事件を受けて、両広総督李鴻賓は第2次澳門占領事件の際に増訂された「華夷交易章程」にさらなる改訂を加えた「八条章程」を公布した<sup>(39)</sup>。

1834年には、イギリス東インド会社の対中国貿易独占権の廃止にともない、従来の「大班」に代わって本国から派遣された国家の官吏、貿易監督官 W.J. ネピア（William J. Lord Napier）が、澳門に到着した後、中国側から義務づけられていた「紅牌」を取得することなく省城十三行に移動し、両広総督に会見を求める書信を、「稟」の形式ではなく対等の書簡の形式で、しかも公行商人を介さずに直接広東官僚に渡そうとするという事件が起こった。中国側の対英貿易停止・十三行封鎖に対して、ネピアが軍艦2隻を黄埔まで呼び寄せるといふ応酬の後、ネピアの澳門への強制退去とマラリアによる死亡で幕を閉じたこの事件の後、李鴻賓の「八条章程」をさらに改訂した両広総督盧坤の「八条章程」が公布されたのである<sup>(40)</sup>。

質とスケールを異にしつつ重層する複数の機能を同時に統制する機構という視点から見ると、広東体制の領域の外側へ逸脱しようとするベクトルが、その後、アヘン戦争を経て南京条約による五港開港〔そしてやがて日本の開国〕に達するのに対して、広東体制の領域の内側を侵犯する動きは、広州入城問題とアロー戦争を経て最終的に北京条約へと行き着くのである。

## 註

(1)——イギリスによる第2次澳門占領事件については、漢文文書を使用して中国側の視点から述べた郭延以『近代中国史』第1冊（台湾商務印書館1941年）267-290頁、およびイギリス東インド会社側の視点から述べた H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635-1834*, vol. III, 1926, pp. 76-99 が古典的な業績としてまずある。長崎から珠江デルタに帰還したフェートン号の動向を含め、この事件の経過を詳細にたどったものとしては、中江健三の連作—「嘉慶年間の英國の澳門（マカオ）占領について」（『史淵』第19号1938年）・「嘉慶年間の澳門占領について（一）」（『歴史学研究』71 1939年）・「嘉慶年間の英國の澳門占領について（二）」（『歴史学研究』74 1939年）・「嘉慶年間の英國の澳門占領について（三）」（『歴史学研究』75 1940年）—がある。また、宮地正人「ナポレオン戦争とフェートン号事件」（宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店1999年）は、ナポレオン戦争とアジアという文脈の中で、フェートン号事件がイギリ

ス部隊による澳門占領計画の一環であったことを指摘した論文である。さらに、奏摺・上諭などの中央文書および事件の舞台となった澳門の地方文書など、各レベルの漢文公文書を使って、この事件を清代中期における政策決定プロセスの1つのモデルとして検討したものに豊岡康史「イギリス軍マカオ上陸事件（1808年）に見る清代中期の対外政策決定過程」（『東洋学報』第90巻第3号2008年）がある。

(2)——広東体制の領域が近世東アジア世界と東南アジア世界の境界として機能していたことは、遭難して東アジア海域に漂流した東南アジアの人々および西洋人と、遭難して東南アジア海域に漂流した中国人・朝鮮人・日本人・琉球人が、送還される際にともに中継点として広州・澳門を経由することが多かったという事実にも表現されている。劉序楓「再論清代東亞海域の海難民遣返網絡—以19世紀初の兩件海難事例為中心」（『国家航海』第27輯上海古籍出版社2021年）108頁・115頁。

(3)——ここでいう「広東体制」の形成プロセスについて

ては以下を参照。村尾進「乾隆己卯一都市広州と澳門がつくる辺疆一」（『東洋史研究』第65巻第4号2007年）・同「港市を離散化する一懐遠駅・十三行・澳門一」（『中国文化研究』第25号2009年）・同「特に一所を設けて一碣石鎮総兵陳昂の奏摺と長崎・広州一」（『中国文化研究』第29号2013年）・同「広州の背後にある長崎 長崎の行方にある広州」（『歴博』第203号2017年）。

(4)——このことはたとえば、本論文で扱う第2次澳門占領事件を広東体制に対する2大侵犯事件の1つとして特記する以下の一段に明らかである。「查英夷自市易以來、屢次違犯禁令、其大者莫如嘉慶十三年之擅入澳門、道光十六年之轟裂礮臺兩案、然往往兵威甫振、旋即悔罪輸誠、故從未大受懲創、不獨彼自恃其船堅礮利、即內地人心亦有竊慮其縱橫難制者」（劉志偉・陳玉環主編『葉名琛檔案：清代兩広総督衙門殘牘』第1冊 広東人民出版社2012年16頁）。

(5)——「I-2. マカートニー使節団」「I-3. 乾隆帝の第2の勅諭」の2節は、村上衛編『転換期中国における社会経済制度』（京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター2021年）所収の村尾進「乾隆帝の面諭と広州のマカートニー使節団」を本論文の内容に合わせて要約したものである。

(6)——中国第一歴史檔案館編『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』（国際文化出版公司1996年）172-175頁。

(7)——「今該國有欲撥給近海地方貿易之語、則海疆一帶營汛、不特整飭軍容、併宜預籌防備、即如寧波之珠山等處海島及附近澳門島嶼、皆當相度形勢、先事圖維、毋任英吉利夷人潛行佔據」（『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』176-177頁）。実際、マカートニーは帰途の広州滞在中に、「現在マカオを支えているものは主としてイギリス人である。…（中略）…もしポルトガル人がマカオを公正な条件でわれわれに譲ることに反対して文句を言うのなら、マドラスから小さい兵力を送ることによって、たやすくこれを奪取することができよう。」と日記の中で述べていた（マカートニー著・坂野正高訳注『中国訪問使節日記』平凡社1975年218頁）。

(8)——『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』173頁。

(9)——『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』174頁。

(10)——『夷氛聞記』（中華書局1985年）145頁。

「彼ら（イギリス）からすれば、すでに和約を結び、かつ対等の関係になったのだから、城内・城外を問わず、当地の人のように行き来することが許されると考えたのである。しかし、朝貢の諸国は驗貢の時ではなければ入城することができないのである。イギリスは教化に浴した

といっても、朝貢に定期はなく、2度の朝貢も天津から入ったので、参照すべき前例もない。他方、広州の民の方は、シャムと越南の使節は必ず貢物とともに入城し、筵宴の時は冠服に換えて出てくるのを見慣れているので、イギリス人がこれなくして入城しようとしているのを見て、中外の大防はまさにここにかかると考えたのである。」

「彼意以既和好、且與平行、則不問城内外、皆可聽其遊處如土著矣、不知職貢諸國、非驗貢不得入、英雖列冠帶、而貢無常期、兩次貢舟、皆由天津、更無故事可援也、惟廣東民習見、暹羅・越南、必隨貢物乃入、筵宴易冠服而出、英夷無之、以為中外大防正繫於此」

(11)——『中国訪問使節日記』243・249・251頁。

(12)——『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』204頁。

(13)——郭廷以前掲書第1冊258-261頁。中国第一歴史檔案館・澳門基金会・暨南大学古籍研究所合編『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』（一）（人民出版社1999年）623-630頁。劉芳輯・章文欽校『葡萄牙東波塔檔案館藏 清代澳門中文檔案彙編』（澳門基金会1999年）下冊744-747頁。『仁宗実録』卷97「嘉慶七年四月」。

(14)——郭廷以前掲書第1冊259頁。

(15)——以下、『明清時期澳門問題檔案文獻匯編（一）』を「匯編」と略称し、本文中に該当頁を注記する。

(16)——『広東海防匯覽』卷42「事紀四 国朝二」には、第2次澳門占領事件に際して呉熊光は恐怖で我を失い、防衛に関わる一切の手配を巡撫の孫玉庭に頼ったこと、孫玉庭は「慌てず」「冷静に」を方針としたために、上奏も行わなかったことが記されている。「是役也、英吉利來船十一、淹留三四月之久、…（中略）…、吳公震懼、不知所出、一切部署防禦、實惟孫公是賴、公意主靜鎮、不涉張惶、故未及上聞、卒以獲咎免官」。

(17)——この3つの語句は、アルメイダの呈文（「窺伺」「佔據」「久留」【匯編626-627】）と呉熊光の9月4日付の奏摺（「覬覦」「佔據」「久留」【匯編667-669】）をつなぐキーワードである。

(18)——この「所辦尚是」は第1の奏片末尾に書き込まれた硃批「甚だよいやり方である（所辦甚是）」【匯編671】に対応するもので、貿易停止から食料断絶へという2段階ステップの処置に限定した評価である。この上論全体の力点は、あくまでこの直後に指摘される呉熊光の甚だ生ぬるいやり方（所辦太軟）に対する批判の方にある。

(19)——『英使馬戛尼訪華檔案史料匯編』173-174頁。

(20)——呉熊光の「澳門絵図貼説」は、「澳門図説」と



いうタイトルのもと、『澳門歴史地図精選』（華文出版社2000年）76-77頁に掲載されている。澳門内の重要建築を的確に提示していることから、澳門に関する地理的な考証を行う際には同図に言及することが多い。たとえば関俊雄「三巴門歴史沿革及位置考」（澳門特別行政区政府文化局『RC/文化雜誌（中文版）』第102期2018年）122頁、図5（関俊雄「三巴門歴史沿革及位置考」<http://www.icm.gov.mo/rc/viewer/10102/2534>）。

(21)——百齡の「絵図貼説」は、やはり「澳門図説」というタイトルのもと、『澳門歴史地図精選』（華文出版社2000年）75頁に掲載されている。また、「一带一路数抛庫·皮書網」において『澳門歴史地図精選』から転載された画像を見ることができる。

「嘉慶十四年兩廣總督百齡奏折中所附的《澳門圖說》」  
[https://www.ydylcn.com/skwx\\_ydyl/multimedia/ImageDetail?SiteID=1&type=Picture&ID=7616942&ContentType=MultimediaImageContentType&isHost=null](https://www.ydylcn.com/skwx_ydyl/multimedia/ImageDetail?SiteID=1&type=Picture&ID=7616942&ContentType=MultimediaImageContentType&isHost=null)。

百齡の「絵図貼説」において省城広州が画面最下部になっているのは、奏摺に添付されたこの絵図（摺図）の観者が天子嘉慶帝だからである。嘉慶帝が奏摺とこの絵図を机上に広げるとき、絵図中の省城広州（京師紫禁城と二重写しになっている）はもっとも手前、すなわち彼の身体にほとんど接した位置に来る。この絵図を参照しつつ奏摺を読む嘉慶帝は、ドルリーの省城進入が天子としての自分のアイデンティティ—徳の「光被」と「中外一統」の実現—を侵犯するものにほかならないことを痛感せざるを得ないという仕組みになっているのである。

(22)——嘉慶7年3月に吉慶は上奏を行っている。「〔嘉慶7年4月〕協辦大學士・兩廣總督吉慶奏，住居澳門之大西洋夷人稟稱，有英吉利夷船灣泊零丁洋，距澳甚近，欲登岸借居夷房，恐其滋事，懇求保護，當即飭諭英吉利夷船回國，毋許登岸，澳門夷人情形安靜」（『仁宗實錄』卷96）。

(23)——「臣會同監督佶山揀派明白洋商照料，並飭海口砲臺鎮靜彈壓，不動聲色，嚴密防範，仍催該國貨船趕緊起卸，買置貨物，隨同兵船，依限開行回國」（【匯編 623】）「茲于本月十五日接奉憲批，內開，已諭飭洋商潘致祥等，即傳諭該英吉利國大班，嚴行約束〔東〕該巡船目兵人等，毋得入澳滋事，併催令速行料理貿易，事竣，刻日開行回國，毋得逗留，滋生事端」（『葡萄牙東波塔檔案館藏 清代澳門中文檔案彙編』澳門基金會1999年下冊745頁）。

(24)——中江健三「嘉慶年間の英國の澳門占領について（二）」34-35頁。中江は長崎歴史文化博物館に所蔵されているフェートン号の航海日誌を参照している。百齡は

軍艦3隻が虎門に入り，省城から40里の距離の黃埔に停泊したと述べているが【匯編 733】，中江によればこのとき黃埔まで遡上したのはドルリーが搭乗したフェートン号1隻のみである。

(25)——「至該夷目來省求見時，意欲在十三行鬼子樓上相見，可以不拘儀注，我因向來各國陪臣謁見督撫，俱係坐大堂擺隊，該陪臣由東角門進，行一跪三叩禮，見畢，由西角門出，該夷目想因照儀注傳見，不能得臉，所以不敢來見，但我從前摺內未經詳晰奏明，就是我的錯謬，實在追悔無及，只求將我從重治罪」。

(26)——「該夷兵目與大班等帶同水手人等，於九月二十三日駕坐三板艇船，由黃埔進省求見，係據洋商轉稟，我因該夷目等皆係陪臣，是以照例派兵站隊，並知會前撫臣孫玉庭來署，同坐大堂，傳伊進見，該夷目等見我坐大堂，遂不敢來見，是以我飭令回船聽候，並禁止三板不准私自上省，免致省城居民驚慌，…（中略）…，此次英吉利夷人窺伺澳門，原為牟利起見，並未敢傷一兵一民，但我受恩深重，身任總督，於此等重大邊情，既未即時帶兵親往，失之軟弱，又奏報遲延，且於該夷目來省求見及驅逐夷人時曾用砲轟擊等情，九月二十七日具奏摺內，亦未詳晰聲明，這總是我病後精神照料不周，以致種種錯謬…」。

(27)——「是日辰刻，南・番二縣委河泊所大使，赴驛館護送貢物，同貢使・通事由西門進城，至巡撫西轅門停放，貢使在頭門外帳房站立，候兩縣稟請巡撫開中門，通事・行商護送貢物，先由中門至大堂簷下擺列，通事復出在頭門外，候兩縣委典史請各官穿襟褂掛朝珠至巡撫衙門，通事引貢使打躬迎接，各官會齊，陞堂開門，各官正坐，司道各官傍坐，通事帶領貢使，由東角門・報門進至大堂簷下，行一跪三叩首禮，賜坐賜茶，各官即起坐，驗貢畢，將貢物仍先從中門送出西轅門，通事引貢使，由西角門出，至頭門外站立，候送各官回，將貢物點交，通事・行商・貢使同送回驛館貯頓」（『道光』廣東通志』卷170（經世略十三）「會驗暹羅國貢物儀注」）。

(28)——「茲將前事據實稟明臺前，舊歲本國將軍都路哩稟訴明前任總督大人案上，然本國將軍乃奉本國王命，不同貿易人等，原欲面見大人，懇求面諭，而前任總督大人不准見，後有謝稟，俱不肯收」許地山『達夷集 鴉片戰爭前中英交涉史料』（商務印書館1934年）213-214頁。

(29)——「詰訊吳熊光供認，辦理英吉利一事，於香山文武員弁稟報時，欲圖鎮靜完事，僅令照常防範，未即帶兵親往查辦，失之軟弱，且又奏報遲延，至夷目屢次求見，因伊欲坐大堂擺隊，以致夷人不敢進見，從前具奏摺內，未將此等情節詳晰奏明，種種錯謬，實屬罪無可辭等語，再三嚴詰，吳熊光惟伏地碰頭痛哭，無可置辯，應即從重擬結，查吳



熊光身任封圻，於邊疆交涉事件，不即親身前往，妥協勘辦，奏報即屬遲延，辦理又形軟弱，未便以其尚未釀成事端稍為寬縱，吳熊光應請旨發往伊犁效力贖罪，以為封疆大吏措置乖方者戒」。

(30)——「若吳熊光當即馳赴該處，傳到該夷目，面加飭諭，義正詞嚴，該夷目等知所凜畏，自必即時退撤，乃一味玩誤因循，致該夷目乘坐小船，駛進黃埔，復泊省河，求見總督，懇請代奏，吳熊光並未面見，祇飭禁買辦火食，該夷人及地方居民俱驚疑不定，幸未滋生事端」。

(31)——中江健三「嘉慶年間の英國の澳門占領について(二)」34-44頁，同「嘉慶年間の英國の澳門占領について(三)」14-16頁。また「フェートン号記念館」([http://phaetonmuseum.com/?page\\_id=24](http://phaetonmuseum.com/?page_id=24))の「航海日誌原文の和訳と解説」「月齢つき航海日誌分析」「日本への航跡」を併せ参照した。

(32)——宮地前掲論文9-10頁。

(33)——『中国訪問使節日記』209頁。W.G.Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan 1834-1858*, New York, 2013, pp.7-8.

(34)——『中国訪問使節日記』176-177頁。

(35)——J・マクロード著・大浜信泉訳『アルセスト号朝鮮・琉球航海記』(榕樹書林1999年)89-103頁。

(36)——*Chinese Repository*, Vol. II (1834), p.529.

(37)——郭廷以前掲書第1冊346-348頁。

(38)——郭廷以前掲書第1冊406-409頁。村尾進「境界を表象する—「広東システム」と水上居民女性」(水井万里子等編『女性から描く世界史—17～20世紀への新しいアプローチ』勉誠出版2016年所収)191-192頁。

(39)——郭廷以前掲書第1冊417-423頁。

(40)——郭廷以前掲書第2冊1-28頁。同第1冊423-429頁。

(天理大学国際学部，国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2021年3月16日受付，2022年1月28日審査終了)

別表 『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』(一) 所収関連史料一覧

日付	奏摺 / 上諭	上奏者(奏摺) / 発下先(上諭)	備考	『匯覽』文書番号・頁
乾隆 58.08.19 (1793.09.23)	上諭	⇒イギリス国王	*マカートニーが提出した「表文」に対する第1の勅諭	no.346 542-544
58.08.30 (1793.10.04)	上諭	⇒イギリス国王	*マカートニーが提出した「呈稟」に対する第2の勅諭	no.353 553-556
58.09.01 (1793.10.05)	上諭	⇒山東・江南・浙江・福建・広東各省督撫, 粵海関監督蘇楞額	*東南沿海地方全域における警戒の一環として, 澳門に近接する島嶼の防備を指示	no.354 556-558
嘉慶 07.08.02 (1802.08.29)	奏摺	内務府大臣蘇楞額⇒	* 附件: アルメイダの呈文 (08.01付)	no.403 625-627
13.09.04 (1808.10.23)	奏摺	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭・粵海関監督常頤⇒	* 事件の第1報 附件: ドルリーの稟文 (13.07.29) 硃批: 「另有旨」 (13.09.26)	no.436 667-670
13.09.04 (1808.10.23)	奏片	両広総督呉熊光等⇒	* 第1の奏片 硃批: 「所辦甚是」 (13.09.26)	no.437 670-671
13.09.04 (1808.10.23)	奏片	両広総督呉熊光等⇒	* 第2の奏片 (ナポレオン戦争の情報を紹介) 硃批: 「另有旨」 (13.09.26)	no.438 671-672
13.09.09 (1808.10.28)	奏片	粵海関監督常頤⇒	* 本年の来航船隻数・徴税総額とイギリス船の暫時貿易停止の報告 硃批: 「另有旨」 (13.10.17)	no.439 672-673
13.09.20 (1808.11.08)	奏摺	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭⇒	* 事件の第2報 硃批: 「詭詐可恨已極」「此等事, 豈可按例乎, 錯謬極矣」「此語似實, 然總與天朝無涉」「是」「汝等既知, [因] 何不速加驅逐」「失之因循遲緩」「另有旨」 (13.10.12)	no.440 673-675
13.09.26 (1808.11.14)	上諭	⇒両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭	* 9月4日付の呉熊光らの上奏を受けた最初の上諭 硃批: 「所言全不可信, 且斷無此理」 硃改: 「得力將弁, 統領」「不可畏葸姑息」「嚴行」	no.441 676-677
13.10.01 (1808.11.18)	上諭	⇒両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭	* 9月4日付の呉熊光らの上奏を受けた第2の上諭 硃改: 「吳熊光不應如此糊塗懈怠, 實出意想之外, 試思邊防重地, 任令外夷帶兵闖入, 佔據礮臺, 視為無關緊要, 不知有何事大於此事者」「無論退去未退去, 即由五百里具奏」	no.442 678-679
13.10.06 (1808.11.23)	奏片	粵海関監督常頤⇒	* イギリス船貿易停止後のイギリス商人および他国商人の動静の報告 硃批: 「另有旨」 (13.11.24)	no.443 679
13.10.12 (1808.11.29)	上諭	⇒両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭	* 9月20日付の呉熊光らの上奏を受けた第3の上諭 硃改: 「試問, 乾隆年間, 若有此等事, 汝敢如此辦理乎, 不但開門揖盜, 而且示之以弱, 大損天朝體制矣」「自相矛盾」「貽誤封疆之[罪]矣」	no.444 680-681
13.10.12 (1808.11.29)	上諭	⇒調任広東巡撫永保	* 永保を広東巡撫に任命し, 広東に急行するよう命令 硃改: 「佔據 [東西礮臺]」「竟不調兵防守」	no.445 681-682

日付	奏摺 / 上諭	上奏者(奏摺) / 発下先(上諭)	備考	『匯覽』文書番号・頁
13.10.13 (1808.11.30)	奏摺	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭⇒	* 9月26日付の上諭を受けた事件の第3報 硃批:「所辦太緩,尚如此措詞耶」 「另有旨」(13.10.28)	no.446 682-684
13.10.13 (1808.11.30)	奏片	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭⇒	* 同上 硃批:「若早如此辦理,何致如此張皇」(13.10.28)	no.447 684
13.10.17 (1808.12.04)	上諭	⇒両広総督呉熊光・調任貴州巡撫孫玉庭	* 9月9日付の常謁の上奏を受けた第4の上諭(貿易停止による関税未徴収を気に病む必要はないことを常謁に伝えるよう指示。貿易停止以外の手段を講じなかった呉熊光らの責任をあらためて叱責)	no.448 685
13.10.25 (1808.12.12)	奏摺	通政使温汝适⇒	* 郷里広東からの情報にしたがい、今後の対策を献言	no.449 686-687
13.10.27 (1808.12.14)	奏摺	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭⇒	* 10月1日付の上諭を受けた事件の第4報 附件:「澳門絵図貼説」 硃批:「實不可解,汝不應如此疲玩無能,辜負皇考及朕委任矣,試問比那彥成・百齡二人之咎,孰輕孰重,彼二人中若有一人在粵,斷不似汝如此辦理,朕用人不慎,惟自怨耳」 「大言不慙」 「總是空言」 「另有旨」(13.11.13)	no.450 687-689
13.10.27 (1808.12.14)	奏片	両広総督呉熊光・広東巡撫孫玉庭⇒	* 10月12日付の上諭を受けた上奏 硃批:「覽」(13.11.13)	no.451 689-690
13.10.28 (1808.12.15)	上諭	⇒両広総督呉熊光	* 10月13日付の呉熊光らの上奏を受けた第5の上諭(呉熊光を刑部に送り嚴重処罰)	no.452 690-691
13.10.28 (1808.12.15)	上諭	⇒新任広東巡撫永保	* 欽差に任命。呉熊光の対応を秘密裡に調査するよう指示 硃改:「晝夜[加緊]驛速[赴廣東]」 「[不准]朝貢,不准[貿易]」	no.453 691-692
13.10.28 (1808.12.15)	奏片	広東巡撫永保⇒	* 10月12日付の上諭を受けた上奏(迅速に広東に赴き、状況を査察後、呉熊光とともに上諭にしたがって適切に処理する) 硃批:「覽」(13.11.21)	no.454 692-693
13.11.03 (1808.12.19)	奏摺	大学士慶桂等⇒	* 10月28日付の上諭を受けた上奏(呉熊光を刑部に送り、「嚴加議處」 「革職」)	no.455 694
13.11.05 (1808.12.21)	奏摺	両広総督呉熊光・調任貴州巡撫孫玉庭・護理広東巡撫韓對⇒	* 事件の第5報(イギリス兵の澳門からの撤退と貿易を再開する旨の報告) 硃批:「尚不可信」 「汝竟不知大體,只圖小利,有玷封疆重任矣」 「另有旨」(13.11.21)	no.456 695-696
13.11.07 (1808.12.23)	上諭	⇒雲貴総督伯麟・調任広東巡撫永保・雲南巡撫章煦	* 永保の急病再発の知らせを受けて、一月内に治癒の場合は直ちに広東に赴かせ、治癒しない場合は五百里の駅伝で上奏してくるよう指示	no.457 696-697
13.11.09 (1808.12.25)	奏片	軍機大臣等⇒	* 呉熊光は澳門に近い香山県城に駐劄して事件に対応するべきであるという呉俊の意見を紹介	no.458 697-698

日付	奏摺 / 上諭	上奏者(奏摺) / 発下先(上諭)	備考	『匯覧』文書番号・頁
13.11.13 (1808.12.29)	上諭	⇒両広総督呉熊光	* 第 6 の上諭 (貿易再開を請願したイギリス商人の稟文原本とそれに対する呉熊光の回答を直ちに上呈すること, 水陸軍の配置・官員派遣の具体的状況・イギリス船退去の有無・呉熊光が現地へ赴いてどのように指揮したかを五百里の驛伝で上奏してくるよう指示)	no.459 698-699
13.11.13 (1808.12.29)	上諭	⇒広東巡撫永保	* 10 月 27 日付の呉熊光の上奏を受けて, 永保の病状 (広東に赴任することができるかどうか) を確認	no.460 699
13.11.13 (1808.12.29)	上諭	⇒広州將軍陽春	* 事件に際して上奏してこなかった理由を詰問	no.461 700
13.11.14 (1808.12.30)	奏片	粵海関監督常顕⇒	* 11 月 11 日のイギリス船の貿易再開, および省城の現状 (商民は平穏・米価は安定) の報告 硃批:「覽」(13.12.21)	no.462 700-701
13.11.15 (1808.12.31)	奏片	広東巡撫永保⇒	* 10 月 28 日の上諭を拝受した旨の上奏 硃批:「覽」(13.11.29)	no.463 701
13.11.16 (1809.01.01)	奏摺	両広総督呉熊光・護理広東巡撫韓封⇒	* 事件の第 6 報 (イギリス軍艦の出帆および貿易を再開した旨の報告) 硃批:「另有旨」(13.12.04)	no.464 702-703
13.11.16 (1809.01.01)	奏片	両広総督呉熊光⇒	* 10 月 28 日付の上諭を拝受した旨の上奏 硃批:「覽」(13.12.04)	no.465 703-704
13.11.21 (1809.01.06)	上諭	⇒両広総督永保	* 広州到着後に呉熊光を革職し, 伴走官をつけて北京に送ること, ならびに呉熊光の対応の詳細な調査・報告を指示	no.466 704-705
13.11.21 (1809.01.06)	上諭	⇒内閣	* 將軍陽春・巡撫孫玉庭を刑部に送って「議處」することを指示	no.467 706
13.11.24 (1809.01.09)	上諭	⇒両広総督永保	* 広州に到着したら, あらためてイギリス商船の貿易を禁止し, 貿易が許可されたいきさつ(呉熊光・常顕のどちらが主導したのか)を調査することを指示 硃改:「係呉熊光主見, 係常顕主見, 秉公〔據實參奏〕」	no.468 706-707
13.11.28 (1809.01.13)	奏摺	広州將軍陽春等⇒	* 11 月 13 日付の上諭に対する弁明 (省城の方がより重要であったために, 満營はあえて動かさず, 緑營のみで対応した)	no.469 707-708
13.11.29 (1809.01.24)	上諭	⇒軍機処	* 將軍陽春・満洲副都統善福・漢軍副都統成徳の「来京候旨」, 巡撫孫玉庭の「降四級留任」を指示。	no.470 708-709
13.11.29 (1809.01.14)	上諭	⇒両広総督永保	* 持病が癒え広東に向けて出発したとの永保の上奏を受けて, あらためて事件の経緯と現状の調査・報告を命令。	no.471 709-710
13.11.29 (1809.01.14)	奏摺	兵部尚書明亮等⇒	* 11 月 21 日付の上諭を受けた陽春・孫玉庭の処分案の提示	no.472 710-711
13.11.29 (1809.01.14)	奏摺	両広総督呉熊光⇒	* 11 月 13 日付の上諭に対する回答 硃批:「另有旨」(13.12.20)	no.473 711-713



日付	奏摺 / 上諭	上奏者(奏摺) / 発下先(上諭)	備考	『匯覽』文書番号・頁
13.12.03 (1809.01.18)	奏摺	両広総督永保⇒	* 11月7日付および13日付の上諭に対する回答(事件に対する自己の見解と広州到着後の迅速な調査・報告と対応策の提示) 硃批:「另有旨」(13.12.13)	no.474 713-716
13.12.04 (1809.01.19)	上諭	⇒両広総督永保	* 11月16日付の呉熊光の上奏を受けて、広州到着後にイギリス兵の退去と貿易再開の経緯を詳細に調査・報告することを指示	no.475 716-717
13.12.07 (1809.01.22)	奏摺	両広総督永保⇒	* 11月13日付および21日付の上諭を拝受した旨の回答 硃批:「另有旨」(13.12.19)	no.476 717-719
13.12.07 (1809.01.22)	奏片	両広総督永保⇒	* 11月24日付の上諭を拝受した旨の回答 硃批:「覽」(13.12.19)	no.477 719-720
13.12.13 (1809.01.28)	上諭	⇒両広総督永保	* 広州に到着後、澳門に赴き詳細な調査を行うこと、イギリス船の再来に備えること、呉熊光を革職し自費で南河に赴き効力贖罪させることを命令	no.478 720-721
13.12.17 (1809.02.01)	奏片	両広総督呉熊光⇒	* イギリス軍艦出帆後の状況の報告(貿易が再開されて中国人・外国人ともに安堵し、本年の税額も例年通り確保された) 硃批:「另有旨」(14.01.09)	no.479 721-722
13.12.19 (1809.02.03)	上諭	⇒両広総督永保	* 貿易再開の経緯を精査し、軍艦の退去に先んじて貿易が許可されていたのであれば、呉熊光を弾劾すること、またイギリス軍艦の澳門侵入を二度と引き起こさないための対策を講じることを指示	no.480 722-723
14.01.06 (1809.02.19)	上諭	⇒両広総督永保	* 持病が再発した永保は療養に専念させ、巡撫韓封に両広総督の任を署理させることを命令 硃改:「不必急欲赴任,再遲一兩月,亦無妨礙」	no.481 723-724
14.02.05 1809. (03.20)	奏摺	署両広総督・広東巡撫韓封⇒	* 澳門実地検分の報告と善後策の提案	no.482 724-726
14.02.26 (1809.04.10)	上諭	⇒両広総督百齡	* 広東到着後、あらためて検分を行い、巡撫韓封と協議しながら対処・報告することを指示	no.483 727
14.04.08 (1809.05.21)	奏摺	両広総督百齡⇒	* 事件の調査報告 附件:①ロバーツの稟文(14.03.24) ②ロバーツの誓約書(14.03.24) ③澳門理事官の稟文(14.03.24) 硃批:「朕已料及」「所言得體」「總兵黃飛鵬…」尚有膽氣」「另有旨」(14.04.29)	no.485 731-738
14.04.08 (1809.05.21)	奏片	両広総督百齡⇒	* 本年、イギリス商船が到着し、商船護衛のための数隻以外の軍艦が入港しようとするようなことがあれば、直ちに水陸の官兵を結集して阻止・壊滅させる旨を上奏 硃批:「所見甚是,前既失於寬,應以猛濟之」(14.04.29)	no.486 738-739
14.04.20 (1809.06.02)	奏摺	両広総督百齡・広東巡撫韓封⇒	* 2月26日付の上諭を受けた澳門・虎門・蕉門の防備体制の提案 附件:「絵図貼説」	no.487 739-742

日付	奏摺 / 上諭	上奏者(奏摺) / 発下先(上諭)	備考	『匯覧』文書番号・頁
14.04.20 (1809.06.02)	奏摺	両広総督百齡・広東巡撫韓封⇒	* 2月26日付の上諭を受けた「華夷交易章程六条」の提案 硃批:「軍機大臣會同長麟議奏」(14.05.11)	no.488 742-744
14.04.29 (1809.06.11)	上諭	⇒両広総督百齡	* 本年, 商船護衛以外の軍艦が入港しようとするようなことがあれば, 直ちに水陸の官兵を結集して阻止・壊滅させること, 貿易船に関してもいったん港外に停泊させて上奏を行い, 上諭の許可を得てから交易を開始することを指示	no.489 744-745
14.04.29 (1809.06.11)	上諭	⇒内閣	* 呉熊光の逮捕・訊問および処分案の上奏を指示	no.490 746-747
14.04.30 (1809.06.12)	奏摺	軍機処⇒	* 呉熊光訊問の報告	no.492 748-749
14.04.30 (1809.06.12)	奏片	軍機処⇒	* イギリス兵が澳門に上陸した(8月2日) ことを地方官およびポルトガルの澳門政府がいつ呉熊光に報告したかを百齡に確認させたい旨の上奏	no.493 749-750
14.04.30 (1809.06.12)	上諭	⇒両広総督百齡	* 8月4日にはじめてイギリス兵の澳門上陸の報告を地方官から受けたという呉熊光の供述が正しいかどうかを確認するよう指示	no.491 748
14.04.30 (1809.06.12)	奏片	軍機処⇒	* 呉熊光の供述書 附件:「呉熊光口供」	no.494 750-751
14.05.02 (1809.06.14)	奏片	軍機処⇒	* 呉熊光の供述(イギリス兵が澳門に上陸したとき, ただちに自ら澳門に赴かず, また上陸の報告が一月も遅れた理由)	no.495 751-752
14.05.02 (1809.06.14)	奏片	軍機大臣慶桂等⇒	* 呉熊光の処分案	no.497 753-754
14.05.19 (1809.07.01)	上諭	⇒軍機処	* 呉熊光の処分の決定	no.496 752-753
14.05.19 (1809.07.01)	奏片	軍機大臣慶桂等⇒	* 軍機大臣および長麟による「華夷交易章程六条」の検討結果の報告	no.499 755-758
14.05.28 (1809.06.10)	上諭	⇒軍機処	* 「民夷交易章程六条」の決定	no.498 755
	奏摺	両広総督百齡⇒	* 4月30日付の上諭に対する回答(呉熊光は8月2日にイギリス兵上陸の報告を香山県から受けていたことが保存檔案から判明した。8月4日に始めて地方官からの報告に接したというのは呉熊光の錯誤である) 附件:両広総督呉熊光あての香山県知県彭昭麟の稟文(13.07.29) 硃批:「另有旨」(14.06.20)	no.500 758-761

1. 「奏片」とはメインとなる上奏文(「正奏」)に対して, 同封された付帯上奏文のことである。上記の表の「奏摺」は「正奏」を指している。

2. 奏摺・奏片の備考欄に記された「硃批」は, 北京中央に送られた奏摺・奏片に皇帝が朱筆で書き込んだコメントのことである。この硃批入りの奏摺・奏片は上奏者に送り返され, 上奏者はそれを確認したあと, 再び中央に送り返す(これを「繳回」という)ことになっている。上奏者の側からいえば, 自らが提出した報告に対して, まず硃批によるコメントが届き, ついで正式の上諭が届くことになる。

3. 上諭の備考欄に記された「硃批」「硃改」は, 軍機処が作成した上諭案に対して皇帝が朱筆で加えた修正を指している(上諭案に硃批による修正を反映したものが正式な上諭として発下される)。まるごと一文を加えた場合は「硃批」, 語句を変更した場合は「硃改」と表記している。

---

## The Imperial Edict of the Qianlong Emperor and the Second Occupation (British occupation) of Macao in 1808

MURAO Susumu

The Canton system was a mechanism that sought to control multiple complex functions using the territory of Canton. The second occupation (British occupation) of Macao in 1808—a military operation that also included the *Phaeton* incident in Nagasaki that same year—aimed to subjugate Macao, a coastal Chinese region contiguous with Tianjin, Ningbo, and Zhoushan, and push the HMS *Phaeton* further into the East Asian Sea to reach Nagasaki, thus deviating from the Canton system from outside its territory. Simultaneously, Adm. William Drury, the leader of the British troops, entered the hongs of Canton from Macao and demanded a meeting with the governor-general of Guangdong and Guangxi provinces, thus violating the Canton system from within its territory. When the incident took place, the governor-general of Guangdong and Guangxi provinces, Wu Xiongguang, initially failed to consult the Qianlong emperor's imperial edict, rejecting a similar demand from the Macartney Mission and, as the British occupation of the fort of Macao continued, allowed Drury to enter Huangpu and the hongs of Canton—a decision for which he, Wu Xiongguang, would be dismissed and criminally charged. However, Wu Xiongguang did consult and follow the Qianlong emperor's imperial edict when he denied Drury's request to enter Canton to engage in a meeting as equals and instead granted him an audience based on Chinese tributary rituals.

After the 1816 incident involving the HMS *Alceste*, which belonged to the Amherst Mission, deviations from the Canton system from outside its territory and violations of it from within its territory, proceeded in parallel: On the one hand, there was the English ship *Lord Amherst*, which landed in Xiamen, Fuzhou, Ningbo, Shanghai, Shandong, Korea, and Ryukyu in 1832; the American ship *Huron*, which landed in Fujian, Zhejiang, Jiangsu, and Shandong in 1835; and the American ship *Morrison*, which landed in Kagoshima and Uruga, Japan, in 1837. On the other hand, there was the Baynes incident, when William Baynes, with no authorization, reorganized the hongs of Canton and brought women there in 1830, and the Napier incident, when William John Napier, chief superintendent of the British trade in China, entered the hongs of Canton and demanded equal communication with the Chinese side and a meeting with the governor-general of Guangdong and Guangxi provinces in 1834. Afterward, the first of a series of events led to the opening of five treaty ports following the Treaty of Nanjing after the Opium War, which was later linked to the opening of Japanese ports as well. The second event continued with a question of entry into the city of Canton and led to appointing foreign ministers to the court of Beijing at the 1860 Beijing Convention after the

---

Arrow War.

Key words: the Canton System, Macartney's Mission, imperial edict of the Qianlong Emperor,  
the British occupation of Macao in 1808, the *Phaeton* incident in Nagasaki